

一九二五	一〇〇	三六四	四三、五二七	六四
一九二六	一〇〇	四〇五	五〇、八五七	七五
一九二七	一〇〇	四五九	五〇、九八五	八九

庶民銀行の取引額及び預金額

(單位千枚)

(金額單位百千フラン)

取引總額	手形數	手形金額	預金
一九二一	五、六〇〇	七九六	
一九二二	九、三六七	七九六	
一九二三	一六、二七四	一、五六九	
一九二四	二二、三九五	三、二五〇	
一九二五	二八、〇三八	四、一一一	一五九
一九二六	四三、七〇八	六、二九五	三八二
一九二七	五一、四六三	七、一九三	四二四

この表によつて、庶民銀行が、一九一八年に、はじめて設立されてから、いかに目ざましい活動をしてきたかは、一目瞭然することと思ふ。

しかし、この庶民銀行間には、別に連絡のとれる機關がないので、各銀行間において、金額、期間、利率等について競争が行はれ、弊害が續出したので、政府は、一九二七年七月、あらたに法

律を公布して、庶民銀行をして組合を作らしめ、この組合に庶民銀行の權利利益を代表する權限を與へ、又、新設、整理、業務および財産に關する監督その他の權限をもあたへてゐるのである。そしてこの銀行の特點である無利子資金の融通も、この組合を経て融通することとなり、一九二九年の政府豫算には、この組合を通じて、四千五百萬フランを無利子で融通する件を計上するにいたつた。

労働農民銀行

この銀行が開かれたのは、一九二六年であつて最近の事である。その前身は、一九二五年に誕生したフランス共産黨の金庫部である。この銀行は、勿論官營の貯蓄銀行に對抗して、労働者、農民、小商人が自分達の預金をあづけるために創立したもので、これらの人々は、自分達の金を再び搾取することに役立つ資本家の銀行にあつめられることを欲しないからである。

この銀行では、預金者の通帖が、たゞちに銀行の株となる組織で、創立後一ケ年の間に大成功をさめて堂々とパリーのラフエット街にのりだすにいたつたのである。

現在の資本金は、八百萬フランであつて、額面高五百フランの無記名株一萬六千株をもつて構

成されてゐる。今同行の預金の状態と資産状態とをみるに、次のとおりである。

當座預金

一九二六年末	四、九九九、五九六フラン
一九二七年	九、九三九、一〇六
一九二八年	一三、一一〇、〇一四

定期預金

一九二六年末	二、四一四、〇六一フラン
一九二七年	六、六六八、〇八五
一九二八年	一一、二二一、一四五

割引高

一九二七年度	二三、二二六、七五〇フラン
一九二八年	五八、七六四、〇〇四

有價證券所有高

一九二六年度	二、四〇七、九一八フラン
一九二七年	六、八五〇、二一一
一九二八年	一〇、五四〇、三九八

本銀行の支店出張所も、その發展とともにその數を増し各々の消費組合には、かならずこの銀行の出張所がある。一九二九年四月現在では二十ヶ所の支店出張を有してゐるのである。

相互保證組合

この組合は、出資者がみな組合員であるのであつて、その組合員の振出した、あるひは引受または裏書をした手形を保證または裏書するのを目的としてゐる組合である。この組合には、責任資本可動相互保證組合員（A型）と、利益参加員（無限責任）利益不参加員（有限責任）資本可動相互保證組合員（B型）の二種あるが、A型とB型の相違は、利益参加員が無限責任であるといふ點が違ふだけなのである。

次にこの組合の概要を次に述べよう。

- 一、根據法規 一九一七年三月十三日の法律第一章
- 二、組織および目的 組合の利益に参加する組合員と参加せぬ組合員とで成る。組合は専ら利益参加の組合員が營業上 出、引受または裏書した手形の保證または裏書することを目的とする。
- 三、出資金 組合員の持分による組合員は持分一個以上を引きうけ持分の最低額は、五十フランで四分の一以上の拂込を要する。出資金および法定準備金は、組合が保證または裏書した手形の見かへりに充當す

- 四、組合員 利益参加組合員となり得るものは、佛國に國籍のある商工業者、または職人であつて公民権を有つてをり、組合区域内の市町村内で營業をなすものであることを必要とするのである。
- 五、組合の保證 總會で利益参加員中から選任せられる五名以上の理事會は、組合員の手形を保證または裏書する。理事會は、各組合員にたいする保證または裏書の最高額と期限とを決定する、期限は、保證または裏書のときから一年をこえることを得ないことになつてゐる。保證または裏書にたいしては、各手形につき年三分以内の手數料を徴收する。
- 六、組合の收支 この組合では、まづ組合の徴收した手數料をもつて經費および償却費を支拂ひ、剩餘の十分の一を法定準備金として積立て、組合員の持分にたいし四分以内の配當をする。それでなほ餘剩のあるときは、その四分の三を法定準備金中に繰入れ、爾餘は利益参加員にたいし、その支拂ひたる手數料の金額に應じて拂戻しをするのである。
- 七、特典および義務 組合は營業收益税および有價證券所得稅等を免除される特典の代りに政府から特別の監督を受けるのである。

戦害復舊助成國民銀行

この銀行は、大戦後、政府によつて新設せられたる特殊の金融機關で、獨逸から受け取る賠償金で債券を發行し、この金で國內賠償金の支拂ひにあてること、およびこの金と銀行の手金とで

もつて戦時復興貸付金として商工業者に融通せんとする目的のために設立せられたのである。しかしこの前者は、政府の事務であつて、本論とはなんらの關係もないのであるから、これらは省略して、後者の商工業復興のためにする貸付業務の概要を左に述べることとする。

- 一、貸付總額は 五億法とし、そのうち四億法は、フランス北部の戦害地の商工業者に貸付けること。
- 二、貸付利率は 重役會議の決定によるが、基本利率と一分以内の手數料とを包含し、決定當時における流通債券の平均利廻をこゆること一分以内たること。
- 三、擔保物の種類は 不動産、有價證券の外に賠償年賦金の記名式證券をもみとめる。
- 四、貸付金の資源は 賠償金にたいし債券を發行して得たる資金のほか、普通債券によつて得たる資金を充當する。

本銀行は、一九二〇年六月に貸付を開始してから年々に新規の貸出をなし、一九二四年末現在の貸付額は、五千八百萬フランにおよんだ。

この銀行の貸付は、銀行の性質上、多數の大商工業者にも貸付け、また同時に無數の中小商工業者にも貸付け、もつて復興に資したものであるから、特にこゝにあげたのである。

個人融通制度および手工業組合

以上にのべてきた機關のほか、フランスには別に手工業組合および手工業者個人に資金を融通する制度がある。

- 一、根據法規 一九二三年十二月二十七日の法律
- 二、目的 手工業組合および手工業者個人に低利資金を融通する。
- 三、資金 フランス銀行に最初二百萬フラン、それから毎年相當の額を支出せしめ、これを貸出さしめる。
- 四、貸出し手續および條件 手工業組合にたいしては、フランス銀行が直接これを融通するが、資金は當該組合の資金の三倍をこえてはならないとし、期間は十年以内、利子は、三分五厘以上である。一人の受け得られる融通額は、五萬フラン以内で、各組合員は、三ヶ月目毎になしくづしの方法で辨済するのである。

手工業者個人にたいする融通は、フランス銀行が庶民銀行をへて、これをなす。期間は五ヶ年以内で保證組合の保證を必要とする。金額は、特別委員會の審査をへて定まり、利子は年五分、年賦償還である。

この制度による貸付は、いたつて不成績で一九二八年三月一日までに組合で融通した金額は、わづかに一千百八十二萬フランであり、同年二月末までに手工業者個人への融資として保有せられた資金は、三百九十五萬フランであつたにたいし、實際の貸し出し高は九十萬フランにすぎなく、しかも回収不能のもの、その一割をしめてゐるといふ不成績ぶりである。

白耳義

小商工業金融組合

歐洲大戰後、中小商工業にたいする金融機關として白耳義中において九ヶ所に設立せられたものである。この九個の組合の概要は、すべてほとんど同一であるから、次にその一つとしてブラッセル金融組合の概要を次に説示することとする。

- 一、被融通者の資格 他の銀行等からは、擔保のないために融通することの出来ない小商工業者にたいしてのみ、本組合は融通し、左の條件を有するものに限る。
 - (イ) 白耳義人であること。
 - (ロ) 一個年以上同一場所に居住してゐたものであること。
 - (ハ) 正規の帳簿をもつてゐること。
 - (ニ) 評判が良くなければならない。そして尙ほ取引先の善い參考證書のあること。
 - (ホ) 擔保を十分提供すること。
- 二、貸付方法 三ヶ月毎に分割返済することの出来る長期融通(一年乃至五年)と證券割引のみに限る。
- 三、金額 一萬五千フラン以下たること。

- 四、利率 長期融通の利率は、七分および七分五厘で利息 後拂ひにすることを得る、割引は無手数料
 - で国立銀行の公定率より三厘高で計算せられる。
 - 五、被融通者にたいする監督 組合は被融通者にたいし正規商業帳簿の備付を要求し、毎年貸借対照表を提出させ、必要のある場合商業帳簿の検閲をする。又多くの場合被融通者の會計は、組合の推薦した會計係によつてなされ、もし會計係が地位に變動を發見したときは、組合にこのことを通知するのである。
 - 六、擔保物評價の方法 擔保物は一般銀行と同じやうに、物上擔保または對人擔保を受理する。ただしこれらの擔保は、むしろ例外的であつて、被融通者の大部分は、その營業基本以外に提供することのできる擔保はないのであるから、組合は、小商工業者にたいする職業的金融に關する一九一九年十月二十五日の法律を寛大に適用してゐるのである。また擔保の點については、金融を申請した人の評判如何に特に大なる考察をなすのである。
 - 七、組合の保護 組合の諸經費は、国立銀行がこれを負擔し、そればかりでなく国立銀行は組合にたいし、再割引の特恵率をもあたへるのである。
- 以上が、小商工業金融組合の概観なのである。

労働銀行

シヤレロオイの労働組合の指導者ヨット・シ・デ・エルサクおよび協同組合書記長ウ・セーヴェーの兩氏によつて促進せられ、一九一三年ガンにはじめて白耳義労働銀行が設立された。これは

は世界に於ける労働銀行の最初のものであつて、彼の労働銀行のすばらしい發達をみせてゐるアメリカにおけるよりも、なほさらに古いものなのである。この銀行の發起者としては、デ・エルサクとセ・ヴェーがあげられ、資本金は百萬フランであつた。しかしこの資本金も、ほとんど大部分は、社會主義的な労働組合によつて、すなはちフォリュウ組合によつて醸出せられたのである。組織は、組合組織である。そして資本家は、一九二五年には、五百萬フランにその翌年一九二六年には、一千萬フランに増加された。

この銀行の營業實務は、民衆のためをその基本として、貯金組合との取引や小額取引のほか、大體私設の銀行とほとんど同様である。そして一九二二年、一九二四年、一九二六年には規約の一部が變更されたが、一九二七年からは二十人から成る取締役會によつて、銀行の事務は指導されたのである。

そしてこの他、白耳義基督教労働者組合もまた一九二五年、ブラッセルに、白耳義基督教労働者全國聯盟會議の第四回をひらいて、協議した結果、その當時すでに八十もの數にまで増加してゐた地方的貯金組合の代りに、中央労働銀行を創立することを決定するにいたつたのである。

北歐諸國

デンマークの労働銀行

この國における金融機關としての労働銀行運動は、一九一七年まづ、そのスタートを切つたわけである。同年、諸職工組合および協同組合、ならびに労働者諸政黨等の代表者から成りたつてゐる委員会は、労働銀行設立についての調査にとりかゝつたのである。そして調査の結果、この労働銀行が、庶民大衆のために大なる役割をなすことができるものであることが、たしかめられた上、その設立を推奨した結果、労働運動の方面からも、しきりと、これにたいして援助と應援とが、なされたのであつた。そして一九一九年、やうやく創立されたのであつた。

この銀行は、定款によつて凡ゆる銀行業務をいとむことができるのである。殊に労働政黨およびその加盟者、労働政黨に近接する企業や、それに関係のある事業一切の銀行事務をとることが出来たのである。しかし投機的な事業は禁ぜられたのである。最初この銀行の資本金は、大した額ではなかつたが、一九二五年末には四百萬クローネンにのぼり、資産總額は約三千百萬クローネン貯蓄預金現在高は、約千六百クローネンにのぼつたのである。かくして世界で第二番ともいふべき、古い歴史をもつたこの銀行も、めざましい發展をなしてゐるのである。

ノルウェーの労働銀行

このノルウェーの労働銀行は一九二〇年以來のものではあるが、あらたに設立されたものではなくて、一八九八年に創立された、エ・エス・クリスチャニア・オレバンクを引きついでたものであつて、この銀行の組織および業務は、すべてデンマークの労働銀行と同様である。それ故詳述するとは、省くが、たゞ異つてゐる點は、七十五萬クローネンの資本金の調達において、これをひろく一般の労働者階級から募集したといふことである。

スウェーデンの労働銀行

このスウェーデンの労働銀行の起源となつたものは、ニアバンケンで非常によく發達し、創立各半年を経たにすぎない。一九一三年中に、すでに百五十萬クローネンの預金をもつてゐたのである。そして一九一七年には、百萬クローネンの資本金にたいして一割の利益配當をなし、いろいろの

企業にたいして資金を供給することも出来たのである。

ソヴェット、ロシヤ

十月革命より国立銀行の創立まで

一九一七年ロシヤにおける所謂十月革命がなされて以来の、戦時共産主義においては、舊帝政時代における信用機關が、その根柢から破却されてしまつたことは、こゝに言ふまでもないことである。そして國有企業の資金は、政府によつて割當てられ、生産物資は無償でそれと相應した政府の機關に引きわたされたのである。そして當時における私人の營業の存續してゐたものについては、すべて現金取引によつてなされたのである。

しかし、以上の事も、ソヴェット政府が、N・E・P・すなはち新經濟政策を採用することになつたので信用にたいする政府の態度もまた自づから改められるにいたつた。大企業にたいする資金の供給は最早豫算に依つて割りあてるといふやうな方法では、十分行ひ得ないこと、および國有企業が、信用手段によつて流動資本をうる制度に次第に歸らねばならないことが明らかとなつ

たのである。そして私有資本の投資と、現金取引を促すための機關として信用制度再興の要求がおこつてゐるのである。かくて通貨制度を復興しようとの意見がおこつて來たのであるが、このことは、國內に信用といふことが全然なくては實行し得ないことなのである。これらの理由からして信用組織復活の必要が明らかとなり、国立銀行の設立といふことになつたのである。そして一九二一年九月にこの新銀行の條令が起草され、幾多の委員會の精査をへて十月三日全露中央執行委員會によつて承認されたのである。そして十月十二日、ロシヤ社會主義聯邦ソヴェット共和國々立銀行の設立が布告され、これは一九二二年に行名を變更して、社會主義ソヴェット共和國々立銀行となつたのであるが、一九二二年十一月十六日モスコにおいて營業を開始し、一九二二年一月一日には、二十ヶ所の地方事務所と支店とをひらくにいたつたのである。

国立銀行

この銀行の設立されるまでの経過は、右にのべてきたとほりである。この銀行の目的に關して同銀行條令第一條に「信用その他の銀行業務によつて農工商の發達を促進し、貨幣取引を集中し、しかして確實なる通貨制定のための兩餘の方策を遂行する」事であると記されてゐる。しかしこ

の銀行は銀行券の發行と國庫金取扱事務のほか、短期商業信用銀行の仕事も營んでゐるのである。

前述せるやうに、この銀行が營業しはじめたのは、一九二一年末のことであるが、當時通貨は暴落し、産業全般がきはめて困難な時代であつたので銀行の活動も大いに妨げられたのである。すなはち下落しつゝあるルーブルが唯一の交換の媒介物であり、計算の單位であつたので、きはめて短期の貸付をする場合にも價值が下落して回収されることになるので、銀行はその資本の下落を妨ぐために、その信用政策に複雑な手段を講じなければならなかつた。そこで同行では、一九二二年の夏、貨幣改革に着手し、同年冬にはこれが實現の緒にたつた。そしてこの改革は、二つの階段を経過したのである。この第一は、一九二二年末の新貨幣たる銀行券チエルワネツの發行である。此の銀行券は、外國貨幣および商品にたいして或程度の安定を得、又政府發行のソヴェット貨幣とともに流通したのである。

だが、一九二四年二月から五月までの間において舊貨は整理され、小額取引のためあらたに政府紙幣が發行され、これが國立銀行券と同價に流通されることとなつた。これでもつてソヴェットの幣制改革は行はれたわけなのである。そして安定をみたのである。この貨幣制度の改革にた

いする根本規定は次のとおりである。

- (一) 政府紙幣發行に關する一九二四年二月五日の布令
- (二) 舊ソヴェットの印刷停止に關する二月十四日の中央執行委員會および人民委員評議會の規定

(三) 銀貨および銅貨の發行に關する一九二四年二月二十二日の布令

(四) 舊ソヴェット貨幣に關する一九二四年三月七日の人民委員評議會の規定

(五) 舊ソヴェットの流通停止の日時を定めた一九二四年三月二十二日の人民委員評議會の規定

(六) 一九二四年二月七日の政府紙幣の承認に關する國立銀行の公告

しかし、この幣制改革に先立つて、一九二二年既に同行は外國貨幣を計算の基礎として採用し或ひはまた一部の貸出しには、金計算に依る等の方法を講じ、確實な計算の基礎をひらき、これによつて同行の營業は安定を得たのである。同時に國民經濟上における同行の重要さも増大し、一九二三年から一九二七年までの間に、この銀行の資力は漸次増加した。すなはち一九二四年の始めに十億ルーブルであつた資力が、同年中にほとんど二倍し、さらに一九二五年中にも倍加したのである。そして一九二六年のはじめには約四十億に、また一九二八年一月一日には、その額

が、五十五億ルーブルに達した。

元來この銀行設立の當初においては、營業はほとんどすべて國庫資金ならびに當座預金その他の預金によつていとなまれてゐたのであつた。しかしこの預金も大部分は、國庫金であつた。だが、この新銀行券の發行は、同行の一大財源となつたのである。そして一九二八年ははじめには、十億四千四百萬ルーブルの資金をこれで得てゐる。これがまた預金の吸收にも役立ち、商人も銀行へ預金するやうになり、一九二三年以來急激な預金の増加をみるやうになつたのである。それから一九二八年にいたるまでの營業成績をみると次のとおりである。

一九二八年四月一日現在の同行所有の資産は、資本金、積立金、その他の準備金をあはせて三億六千五百六十萬ルーブル、そのうち資本は、一九二三年十月一日に五千萬ルーブルと規定され一九二四年には、増資されて一億ルーブルに、一九二七年七月一日には、さらに二億五千萬ルーブルとなつた。積立金も一九二八年四月一日には一億ルーブルに達した。

この銀行の財源が、銀行券發行と資金勘定であることは、前述せるとほりである。しかしこの預金の大部分をなすものは、國庫金である。一九二八年四月一日における國庫金以外の預金七億四千九百八十萬ルーブルの内訳を大別すると次のとおりである。

	百方ルーブル	百方ルーブル	
國 營 産 業	一七一	私人預金	二四
運 輸	七六	諸 銀 行	六四
國 營 取 引	一六	その他諸團體	三七五
協 同 團 體	三九		

これによつてみると、多いのは、やはりトラストやシンヂケート等の國營企業の預金であつて、協同組合の當座預金の如きも比較的小額であり、私人の預金にいたつては、ほんの僅かである。しかしこれは、ソヴェットにおいては當然の事なのである。何故かといへばいくらかでも重要な企業はすべて國家の掌中にをさめられてゐるのであり、又私人の經營してゐる中小企業は、その資金を國立銀行にあづけられることをしないのである。それは、國立銀行の利子が安いためと、また、協同團體または國營事業をあてにしてゐる私人取引をあまり願はないからである。次にこの國立銀行の資産状態をみよう。

年次	所有資産	證券額	諸預金	合計
一九二三	八〇	二三五	同上	四五七
一九二四	一二四	五二二	三〇八	九五五

百方ルーブル

轉換期の金融概観

一九二五	一五三	七五七	七三七	一、六四七
一九二六	一五八	八五六	八〇一	一、八一五
一九二七	三二六	一、〇二七	一、三七八	二、七三一
(以上十月一日)				
一九二八(四月一日)	三六六	九四二	一、六四八	二、九五五

この資金の用途は如何なる方面であるかといへば、その一部は貴金屬および外國貨幣の購入費にあてられてゐる。残餘は、各企業に投資せられてゐる。その他、商品(主として穀物)有價證券等にも投資せられてをり、それを表示すれば次のとおりである。

年次	地金及外國通貨	貸付及割引	商品及有價證券	合計
一九二四	二九七	五九九	六七	九六二
一九二五	二九八	一、四〇九	一八二	一、八八九
一九二六	二五三	一、七三六	二九〇	二、二八〇
一九二七	三〇〇	二、三五八	三一〇	二、九六八
(以上十月一日)				
一九二八	二六三	二、八二二	三一〇	三、三九四
(四月一日)				

國立銀行は、中央集權的な信用機關であつて、政府任命の評議によつて管理され、營業は多數の支店によつて行はれてゐるのである。一九二八年二月一日現在の支店數は、五百七十で、主要營業所三十二、支店百六十七、出張所三百七十一ヶ所である。

株式組織の銀行

株式組織の銀行のうち最大なるものは、モスコイに本店をもつてゐる工業および電化長期信用銀行、すなはちプロムバンクである。このプロムバンクは、短期信用銀行として一九二二年末三百四十萬ルーブルの公稱資本をもつて開業したのであるが、後株式を發行して一九二五年十月には七千四百四十萬ルーブルの資本に増大した。この銀行の形式は株式銀行であるけれども、大體において國營の信用機關である。何故といふに株式のほとんど全部は、國家の機關および同企業の所有に屬してゐるからである。一九二八年までは、この銀行は、國營企業に對する流動資本の供給は、短期貸付の形式によつて、また産業發達のためには長期貸付によつて資金の貸付を行つた。そしてこの長期貸付のために一九二六年以來、同行に特別に長期貸付課といふものが設けられた。だが、國營企業にたいしては、國立銀行が短期貸付をしてゐるので、この點、兩銀行の仕

事の上(ことの上)に重複(ちゆうぶく)をきたしたので、一九二九年(ねん)このプロムバンクは、長期貸付銀行(ちがうかひつけいぎん)となり、短期(たんき)のものはすべて国立銀行(こくりつぎん)に承継(しょうけい)してもらつた。かくして今日(こんにち)においてはこの銀行(ぎん)は、新産業(しんさん)建築(けんちく)に割りあてられた國家(こく)の豫算(よざん)金(きん)、國營(こくえい)企業(けい)からの割當(わりあて)、その他(その他)から流動資金(りゆうどうしきん)を得て、これらを國營(こくえい)トラストならびに、新建築(しんけんちく)物(ぶつ)のため、又は既存(きぜん)装置(さうち)の擴張(くわくちやう)のために信用(しんよう)を必要(ひつたう)とする爾餘(じよ)の國家(こく)の諸組織(しよそしき)に、長期貸付(ちがうかひつけ)の形式(けいしき)で貸付け(かひつけ)を行つてゐるのである。この他(た)、これに屬(ぞく)するものとして、極東(きやくとう)銀行(ぎん)、貿易(ぼうえき)銀行(ぎん)等(とう)がある。

中央農業銀行

一九二四年七月(しちがつ)、この銀行(ぎん)はモスコ(モ)に開業(かいぎやう)した。最初(さいしよ)の資本金(しほんきん)は、國庫(こく)金(きん)の中から四千萬(まんに)金(きん)ルーブル(ルー)を下附(か)され、その上(う)國立銀行(こくりつぎん)によつてかなりの信用(しんよう)があたへられた。

この銀行(ぎん)の目的(もくてき)は、自作農(じさくのう)に必要な農具(のうぐ)購入(かうにん)のための資金(しきん)、および創業(さうぎやう)の流動資本(りゆうどうしほん)を供給(ききやう)し、農産物(のうさんぶつ)を市場(しちやう)にだすことを促(うなが)さうといふのにある。この銀行(ぎん)の仕事(しごと)は、一九二八年(ねん)四月(ご)には、國(こ)内に六銀行(むつきん)も存在(そんざい)した農業銀行(のうぎやうぎん)および農業信用組合(のうぎやうしんようくみあひ)を通じて行(こう)はれてゐるのである。

全露協同銀行

この銀行(ぎん)は一九二二年(ねん)に創設(さうせつ)されたものである。最大(さいだい)の協同銀行(けいどうぎん)であつて、この銀行(ぎん)の目的(もくてき)とするところは、あらゆる種類(しゆるい)の協同組合(けいどうくみあひ)に資金(しきん)を供給(ききやう)することにあるのである。この他(た)協同銀行(けいどうぎん)としては、ウクライナ(ウ)銀行(ぎん)等(とう)がある。

都市銀行

都市自治體(としじちたい)の銀行(ぎん)であつて、モスコ(モ)銀行(ぎん)、レーニン(レー)ングラード(グ)自治體(じちたい)銀行(ぎん)、カルコフ(カ)市(し)銀行(ぎん)、ニヂノブ(ニ)ゴルド(ゴ)市(し)銀行(ぎん)、ヴォル(ヴォ)グダ(グ)自治體(じちたい)銀行(ぎん)、都市(とし)經濟(けい)及(お)建築(けんちく)中央(ちゆう)銀行(ぎん)等(とう)がある。この中(うち)で、もつとも規模(きぼ)の大きい(おほい)のは、モスコ(モ)銀行(ぎん)である。一九二三年(ねん)始め(はじめ)にモスコ(モ)に株式組織(かぶしきしき)をもつて開業(かいぎやう)し、當初(たうしよ)の資本金(しほんきん)は、二百五十萬(にひゃくごじゅうまんに)ルーブル(ルー)であつたが、後(のち)さらに増資(ぞうし)された。そして自治體(じちたい)の諸機關(しよきかん)および事業(じぎやう)から多くの資金(しきん)を得てゐるのである。又(また)他の都市(とし)銀行(ぎん)同様(どうやう)に同行(どうこう)も地方(ちほう)豫算(よざん)に關連(くわんれん)して或(ある)種(しゆ)の國庫(こく)事務(じむ)を管掌(くわんじやう)し、したがつて又(また)往々(むかむか)にして市公金(しこうきん)の一時(いちじ)的(てき)保管所(ほくわんじよ)ともなつてゐるのである。

相互信用組合

この相互信用組合は、ロシアの信用制度中、特殊の位置をしめてゐるものである。すなはち私營の商工業に資金を供給する唯一の機關であつて、私的金融市場にたいして最大の競争者の地位にあるものである。他の諸銀行は、その資金を多少なりとも、豫算財源から得てゐるのであるけれども、この組合は、直接にも間接にもかゝる援助を少しも得てゐないのである。また國立銀行からも資金を殆んどうけてゐないので、仕方なく預金にたいして市場金利を支拂ひ、貸付には、高い利率を課してゐるのである。これと大同小異の相互信用組合は、一九二六年六月のレーニングラード相互信用組合を、その先驅としてさかんに組織され、一九二八年四月一日には、二百六十六組合存在するにいたつた。しかし組合の業務そのもの、發達は、遅々たるもので、その取引の額もきはめてかぎられてゐるのである。

農業信用組合

一九二二年十二月一日の布告によつて創立された新規の制度であつて、農地、農事の改善、農

産製造そのたの農業およびそれらの金融に直接關係する。一九二四年六月一日までには、二十五組合で二千二百萬金ルーブルの資本と百九十三萬金ルーブルの預金および當座勘定をもつてゐるが、一九二八年四月一日には、七十組合に増加してゐる。

貯蓄銀行

一九二三年の初頭、労働者の貯蓄機關として創立された國有機關であつて、その發展は、めざましく、開設後一ケ年にして、その數二千二百に達し、總資産一千五百萬金ルーブル、一人平均預金高三千金ルーブルを示してゐる。

右のべてきた信用機關のほか、一九二八年四月の調査で農業銀行諸團體と、三十六存在してゐる都市金貸業がある。

以上略述してきた各種の信用機關の、一九二七年における状況は、次のとおりである。

銀行名	資本金	預金勘定	貸付および割引
國立銀行	三百萬ルーブル	同上	同上
儲中央銀行	二九三	二六一	九一一
	三六九	一、〇二一	二、三五八
			一九九

轉換期の金融機構

諸都市銀行	一四七	二〇七	八二九
諸地方銀行	二四	四〇	八九
農業銀行	八	九五	一、二六二
相互信用組合	一四	二二	三一

二〇〇

金融制度の復活は、資本主義への復歸には相違ないであらう。しかしこれは決して前期資本主義への逆轉ではなく、初期の金融制度への復歸でもない。したがってソヴェット・ロシアの金融制度が、資本主義國家における一般的傾向と同様のコースをとつてすゝむであらうとは信ぜられない。国立銀行の優越的地位は、國有企業の優勢——國家社會主義——に應ずるものであつて、銀行發達の初期におけるそれとは、まつたくその性質をことにするからである。この事はまたすでにのべて来たところの国立銀行以外の他のすべての諸銀行において——株式組織の諸銀行においてさへ——政府もしくは政府機關の勢力が、絶對的優勢を保留してゐる事實によつても、充分に裏書することができるのである。

信用機關の現況

我々は、社會主義建設における信用の役割と、ソヴェット信用を資本主義的信用から區別するところの特殊の性質のあることを知らなければならぬ。ソヴェット聯邦の社會主義建設における信用は大であり、かつまた、ますます大となるべきものである。

ソヴェット聯邦は、今や廣汎なる社會主義的發展の段階にはひつてゐるが、この發展は最も秀れたる技術にもとづいた新しい企業を多數に組織することが必要なのである。主要なる資本主義諸國が、今も到達してゐる技術の今日の水準では、各企業は多額の資本の投下を必要としてゐるから、信用の助力がなくては、どんなに重要な企業でも組織し得られないことは、明らかである。しかしこれらの資本主義的、私的企業は、國內の信用と同時に外國の資本をも利用することが出来るのであるけれども、ソヴェット企業においては、自分自身にたよる外はないのである。この點が、兩者の相違してゐるところでもあり、またソヴェット企業の不利なる點でもあるのである。

かうした不利な條件のもとにあるソヴェット聯邦は、たとひその期間が非常に短かくはあつたとしても、休息する貨幣、すべての貯蓄は、聯邦の信用機關の準備金に加へられて社會主義建設に利用することが必要なのである。

二三の例外はあるけれども、ソヴェット聯邦においては、大工業の全部、および商業の大部分は、國家の手中にあるからして、國營企業や協同組合の休息資本を信用機關に集中することは、何らの困難ももつてゐないのである。つまりソヴェット聯邦においては、行政機關が、的確な命令をあたへれば、それでいゝのである。しかし現在では、國家の諸企業および諸施設の資本は、同聯邦の處分することの出来る大部分の資金となつてゐるのであるが、だが、個人の資金、農民、労働者、使用人等の資金は、いかなる命令によつてもこれを信用機關に吸収することは出来ない。だが、信用機關が、それらの者にたいしてあたへる商業的、技術的利益によつてのみ吸収されるのである。前にも述べたやうに、ソヴェット聯邦においては、國家の資金だけでは不十分であり、外國資本は缺けてゐるのであるからこれらの人達の資金、貯蓄が、非常に重要性のあるものであることは、明らかなることなのである。

資本主義諸國の信用機關は、その政策の基礎を商業的採算、すなはち利潤の獲得においてゐることは明らかである。信用を提供して自己の利益のみをその目的對象としてゐるのである。そしてその企業のもつことのできる一般的利益や、國民的または社會的利益は決して考慮にいれないのである。そしてもつとも支拂能力のある者に信用をあたへるのが有利であるから、この結果と

して信用の利潤は全部まづ資本主義的大企業の得るところとなつてしまふのである。ソヴェット聯邦の信用政策は、全體的計畫にもとづいてゐるのであつて社會主義建設の利益における資金の計畫的、合理的分配といふことに基礎をおいてゐるのであり、すべての信用機關は國家の所有であるからして、この原則も確實に實行されることができるのである。それであるからしてソヴェット國家は、いちじるしく多額の資本を左右しうるのであり、またそれを自分の意思どほりに分配することによつて、經濟における社會主義的要素の強化、發展にはかることの出来ない貢献をすることができるのである。ソヴェット國家は、營業といふことからみれば、その資金を他の企業に提供する方が有利である場合にも、その全體的である社會主義建設のために是非とも必要であるところの企業の發展のために提供することができるのである。前に述べたところの國立銀行が、企業といふ見地からは、利潤の比較的大なる輕工業に支持をあたへることが有利であるにもかかわらず、重工業に支持をあたへてゐるのもこの理によるのである。

ソヴェット聯邦は、社會主義建設にたいする資金として、此の私的資本を利用することができるのである。商業方面に關しても同様である。協同組合の方法によつて、小農民耕作の社會主義的大耕作への轉化において、信用は、はかることの出来ない役割をなすことと思はれる。農民の小貯蓄

を吸収し、利用するソヴェット聯邦は、信用によつて農業の社會主義的要素に支持をあたへることが、出来るのである。要するに、此の信用は、全ソヴェット聯邦の經濟部門において社會主義的要素を強固ならしめることが出来るのである。

日本の金融機構

一 現在の日本の金融機構

何時も金の無い無産階級

現時のこの不況時代に、吾々が金の無いのはあたりまへのことであるにしても、吾々のやうな無産階級の人々に金の無いのは、決して今に始まつたことではないのである。わづかばかりの金がないために、いとしい自分の子供を奴隷として賣つたり、可哀い娘を酒池肉林に涙ながらもおくりこむことによつて、やうやく上納金を得たことなどは、史實の上にあきらかに數多くの實例が示されてゐるのである。かつては新思想の所有者であつた親鸞上人でさへも、暦仁元年（一〇一〇）が六十三才の秋、流謫三十年の旅を終へて歸つてきてすら、なほ赤貧洗ふがごとく、寛元元年（一一〇一）十二月二十一日の日附で自分の息女の彌姫を「東の女房」へわづかの身の代金のためにわたして

るのである。

それから徳川時代にはひつて、武士の魂である兩刀を、武士は食はねど高揚子とばかりすましてをれず、背に腹はかへられずとして質草としたことや、借方、抵當として娘をおいたことなどは、かぞへることもできないほど澤山あつたのである。武士や町人はかりのことではなく、百姓も上納金のために、また町人も御冥加金のために、苦しんだのである。

明治維新の改革は、ある意味においては、これらの御冥加金の負擔にたへかねた上方町民が、時の政府であり権力者である幕府にたいする反抗運動のあらはれであるともみられるのである。この明治の維新がなり、歐米の新制度の輸入とともに所謂ブルジョア改革が成立し、日本の経済組織は成立するにいたつたのであるが、それにもかゝはらず、吾々には一向金がめぐつてこないのである。維新の改革は成り、歐米の諸制度は凜然として整つて各種の金融機關の組織は出来上つても、これらは吾々のためになる、つまり吾々が利用できる機關ではないのである。

資本主義経済組織の發展につれて、所謂第三期を特徴づける恐慌は、都市においては必然的に産業豫備軍の増加と、賃銀の低下、生活難とを生み、資本の集中と偏在とは、中小商工業者の金融を壓迫しひいてこれらのものを没落に瀕せしめようとしてゐるのである。そればかりでなく、

近代的経営組織による百貨店およびチェーンシステムと、また下からは相互扶助と日常経済生活の向上とを目的とせる小市民の協同による消費組合および公設市場の發展と、退職手當を基金として生きんとする失業軍の小商店開業等のための競争の激甚とのために、一層その没落過程を早めやうとし、こゝにおいて中小商工業者の金融問題は政治家ばかりでなく、一般人士までの注意的となつてゐるのである。

しかして一方農民の方は、どうであるといふに、これは商工業者より、なほ一層の困窮状態にあるのである。

何故農家は困窮せねばならないかといへば、商工業者のばあひとおなじやうに、やはり儲からなからである。自給自足を目的としてゐるのであつたならば、昭和五年度のやうに豊年でさへあれば、農家の消費生活は豊富潤澤となるわけであるけれども、今日の農業は營利農業のために、米が豊作でありながら、藪が思ひの他によく出来てゐながら生活に苦しむの矛盾を來たしてゐるのである。しかしこれは畢竟するところ、營利農業のためであつて、昭和五年の農産物の生産過剰は、金解禁のためにおこつた一般的の物價低落傾向と、不況による内外の消費の不振から、農産物の價格は著るしく低落して、こゝに農村恐慌時代の聲を起さしめるにいたつたのである。

そしてこの昭和五年の農業恐慌は、全国各地に、役場吏員や學校教員の俸給を減額せしめるものもあるやうになり、ある地方では事實において數ヶ月間その支拂ひをしないものさへあつたのである。また、公租、公課等の延納や不納をすらはんとする運動を起さしめたのである。小學校の教科書を一冊を買ふのに、手車に半年の苦心の結果である野菜を一ぱい積んで町へ賣りに行つたが、教科書どころか、やつと車の借賃しか拂へなかつたといふやうな農家の現状なのである。

これは何がためであるかといふと、農家の經營の無駄とか、無統制といふこともあり、公課や公租が商工業者の約二倍、公務業者の六倍にもなつてゐるといふこともあるけれども、肥料資金その他のための金融機關のないといふこと、もしくはあつても役にたかないといふことにあるのである。すなはち農業を經營する上において、もつとも困難とされてゐるもの、そして農家自身ももつとも困りぬいてゐるものは、資金の調達難である。擔保信用の殆んどない小作人や小自作農は勿論のこと、多少の耕地を所有してゐても一度これを擔保として借りれば、もう一度といふわけにも行かず、それに収益が少なくて直ぐにまで到底返済出来るものでもないものであるから無理なことをして高利借りをし、農家の總負債は五十億一家平均九百圓といふことにもなつてしまつた

のである。そして資金の調達が困難であり不可能であるために、不利な條件で肥料の掛買ひをし、非常な高利をしのいで、借金の上にも借金をしなければならぬといふ状態であつて、農業を改善したり、農村振興を策すべく、農家にはあまりにも疲れ弱つてゐるのである。であるからして農家の改善をはかり、農村經濟を振興させるには、先づ何を措いても農村金融の改善をはからねばならない。大正七八年以來、帝國農會が農村金融の改善を政府に要望し、各政黨が、これを提唱してやまないのもこゝに原因があるのである。

この中産階級以下の人々が、金融難に喘いでゐるとき、日本の金融機關は、いかなる状況にあり、如何なる活動をなしてゐるかを研究し、これが改善と對策とを論ずることもあえて徒事ではないと思ふのである。

資金の中央集中化

我が國の現在においては資金の大部分が、ほとんど中央へ向つて集つてゐる。一萬六百三十三の本支店を有する普通銀行の金も、貯蓄銀行の金も、信託會社の金も、保險の掛金も、各種の株券社債の金も全部中央へ向つて集中されてゐる。この原因はなんであるかといふと、地方の農業

は利益が薄くて投資の目的物とならず、それよりも都會の利廻りのいゝ商工業や、株券に投資する方が有利であるからである。ところがさらに、最近の昭和二年の大恐慌以來、この傾向は一層はなはだしくなつて都會の大銀行とくに所謂五大銀行や二十八の信託會社、郵便貯金へのみ資金が集中したのである。これは金融恐慌以來地方の薄弱なる基礎へ資金をあづけることが、不安になつてきたからである。いまこれらの傾向をみると、全國における信託會社の財産は大正十二年以來、左のとほり増加してきてゐるのである。

大正十三年上期末	一一五、九〇八(單位千圓)
大正十三年下期末	一五五、八〇四
大正十四年上期末	二〇二、四三三
大正十四年下期末	三二七、六〇四
大正十五年上期末	四八三、二四七
大正十五年下期末	六一三、三四〇
昭和二年上期末	七四八、七五一
昭和二年下期末	九二一、四七七
昭和三年三月末	一〇五六、二四二

しかして、銀行の方はどうかといふと、昭和元年度の恐慌前の上半期および、恐慌

後の昭和二年度の上半期における普通銀行の百十九行について比較してみると、その中、預金の増加をみたものは、わづかに三十行、他の八十九行は預金がへつてゐるのであつて、これを今、書いてみるとつぎのとほりである。

元年下期末預金額	
増加	三十行
減少	八十六行
計	百十六行
二年上期末預金額	
増加	三十行
減少	八十六行
計	百十六行
増加	四〇、一二〇〇萬圓
減少	二四、一〇〇〇萬圓
計	六四、二二〇〇萬圓
増加	五、〇五〇〇萬圓
減少	三、〇〇〇〇萬圓
計	一、二四〇〇萬圓増加

右のやうに、三十行における預金の増額は五億五百萬圓に達してゐる。この増額の中の九割五分の七千八百萬圓は所謂他の五大銀行、三井、三菱、安田、住友、第一が占めてゐるのであつて、

のこりのわづか五分の二千七百萬圓が他の小さい二十一銀行の増額である。今日の五大銀行の増額を示すとつぎのとほりである。

銀行名	預金額		増額
	昭和五年下期末 (單位萬圓)	二年上期末	
安田	六二、二〇〇	六八、六〇〇	六、四〇〇
三井	四五、六〇〇	五三、九〇〇	八、三〇〇
第一	四四、八〇〇	五一、一〇〇	六、三〇〇
三菱	三二、九〇〇	四五、七〇〇	一二、七〇〇
住友	四三、五〇〇	五二、四〇〇	八、九〇〇
計	三二九、〇〇〇	二七一、六〇〇	四二、六〇〇

つぎにこの五大銀行および、普通銀行の預金と貸出額とを書いてみる。

銀行名	五大銀行の預金と貸出 (單位千圓)		預金超過額
	預金	貸出し	
昭和元年末	二、一六〇、七四五	一、九一〇、二一三	二五〇、五三二
同 二年末	二、七七〇、七四六	一、九九六、五五四	七七四、一九二
同 三年末	三、〇六六、一四〇	一、九七九、三九六	一、〇八六、七四四
同 四年末	三、一五〇、七〇七	二、〇四二、一六〇	一、一〇八、五四七

同 五年四月末 三、〇八〇、一四四 二、〇二七、八九五 一、〇五二、二四九

全國普通銀行の預金と貸出 (單位千圓)

昭和元年末	九、〇三一、〇三〇	九、〇三三、〇二四	一、九九四
同 二年末	八、九〇六、四七三	八、一二二、九二六	七八五、五四七
同 三年末	九、二一五、九四八	七、五五五、二二七	一、六六〇、七二一
同 四年末	九、二一三、一一七	七、三一三、四八四	一、八九九、六三三
同 五年四月末	八、七六八、三一三	七、一三二、一二六	一、六三六、一八七

これによつてみると、全國普通銀行の貸出額は、年々減少してをり、預金の貸出しにたいする超過額は、これに反して年々激増する一方なのである。

昭和二年の春の金融恐慌と、昭和四年の下半期における金解禁のための準備と、これに伴ふ不景氣の深刻化のために、新規貸出しにたいして警戒を嚴重にし、あるひは手控へ、一方貸付けたものにたいしても、資金の回收に努力するにいたつたのである。それがために昭和元年末には九十億圓に達した貸出しが、二年末には八十一億圓に減少し、三年末には七十五億五千萬圓にへつてしまひ、昭和元年末には貸付額と預金との差は二百萬圓たらずの少額であつたのが、昭和二年末には、一躍七億八千三百萬圓も貸付の方が少くなり、昭和四年末には、十八億九千九百萬圓も

貸付が少いといふ状態になつたのである。すなはち全國の普通銀行は、九十二億の預金を有つてをりながら、貸付は七十三億しかならず、約二十億といふものを、國債その他の有價證券に投資してゐるのである。ことに昭和二年の金融恐慌は、銀行の預金者に一大打撃をあたへ、確實なものゝの觀念が生じて、預金は郵便貯金または五大銀行に集中して、普通銀行は昭和二年に一億三千萬圓の預金を減じ、これに反して五大銀行は、昭和二年中に一舉約六億一千萬圓もの預金を増加し、三年中には、三億萬圓もの預金を増加するにいたつたのである。

かうして、五大銀行は預金が増加したにもかゝらず、金解禁の準備のために貸出をなさず、國債や、その他の有價證券に投資し、中小銀行は、預金の減少から貸出しも出來ず、その上不良貸の整理に没頭せねばならなかつたのである。かくの如く、金融恐慌、金の解禁と、これに伴ふ不景氣の深刻化のために、一方に集中せられた資金は、貸出されず、不況の上に庶民階級民は資金難の嘆きに喘がねばならなくなつたのである。

これらの普通銀行の貸出しを、貸出し高によつて示すとつぎのとほりである。(昭和三年六月大藏省調査による)

貸出金額別	貸出金額	割合	口數	割合	一口當りの貸出金額
五百圓未満	一九八、一八五、五六四	〇、二七	九五九、八六〇	四、八五	二〇六
五百圓以上	二三五、四一八、二三五	〇、三三	三四二、五七四	一、七三	六八七
一千圓未満	一、〇五三、〇四六、九七七	一、四三	五〇三、六七二	二、五五	二、〇九一
一千圓以上	五四八、一三六、八八三	〇、七四	八一、八五二	〇、四一	六、六九七
五萬圓未満	一、三九九、七五九、〇七三	一、九〇	七一、三五四	〇、三六	一九、六一七
五萬圓以上	六二七、九三一、四四三	〇、八五	九、五九一	〇、〇五	六五、四七一
十萬圓未満	三、二九六、二七七、九五四	四、四八	九、三一三	〇、〇五	三五三、九四六
十萬圓以上	七、三五八、七七六、一二八	一〇、〇〇	九七八、二一五	〇、〇〇	三、七二〇
總計					

これによつてみれば、五百圓未満の貸出しは、その口數においては總貸出口數の約半數四割八分五厘の多數を占めてゐるが、その貸出し金額は總貸出高の二分七厘にしか當つてゐないのである。若し普通銀行の總貸出高が一萬圓であると假定すれば、そして總貸出人は一萬人であるとするならば、普通銀行から五百圓以下の金を借りることのできるものは、四百八十五人であるが、各人は二十七圓づゝしか貸してもらへないといふ有様になつてをり、一千圓未満のものも、總貸出金額の三分三厘にしかすぎないのである。

つぎにこの普通銀行は、如何なる職業に多く貸出しをしてゐるかをみると、次ぎのとほりである。

貸出金額		金額(千圓)	口数
五百圓未滿		九二、五〇八	三九四、二九〇
一千圓未滿		一三七、七七〇	一九七、九五九
五千圓未滿		七〇五、九七四	三三一、二八〇
一萬圓未滿		三八二、〇八三	五六、九八四
五萬圓未滿		九七二、七九八	四九、六五七
十萬圓未滿		四四五、八三六	六、八四六
計		二、五四四、五三九	六、八九二
總計		五、二八一、五一一	一、〇四二、九〇八
農業者への貸付			
五百圓未滿		八〇、六九四	四四二、二四七
一千圓未滿		六七、五七六	一〇〇、七八五
五千圓未滿		一八一、七三二	九六、四六七

一萬圓未滿	五九、四七八	九、〇二二
五萬圓未滿	一〇三、三七一	五、六二一
十萬圓未滿	二二、八〇一	三六七
計	三〇、九七一	一五七
其他への貸付	五四七、六二六	六五四、六六六

五百圓未滿	二四、九八一	一二二、三二三
一千圓未滿	三〇、〇七一	四三、八三〇
五千圓未滿	一六五、三三九	七五、九二五
一萬圓未滿	一〇六、五七四	一五、八四五
五萬圓未滿	三二三、五八九	一六、〇七六
十萬圓未滿	一五八、二九三	二、三七八
計	七二〇、七八六	二、二六八
總計	一、五二九、六三七	二七九、六四二

以上述べて来たところによつて普通銀行が如何なる金融を示してゐるか、農業者や商工業者に

たいして如何なる資金の供給状態にあるかといふことも了解されたことと思ふ。しかしこゝに見逃してならないことは、中小銀行の合同といふことである。小銀行がだんだん大銀行に併合され、地方の銀行が都市の大銀行に合同されて行くことである。勿論今日の時勢においては、わづか五萬圓か十萬圓の資本金でもつてしては到底充分に金融機關としての役割をなしえないといふことも事實である。その故かどうかは知らないけれども、政府では昭和三年一月新銀行法を施行して普通銀行の資本金を法定して昭和八年一月以降は、資本金百萬圓以上（勅令をもつて指定したる地域に本店または支店を有する銀行の資本金は二百萬圓以上とし、命令をもつて定むる人口一萬未滿の地に本法施行の際現に本店を有する銀行はその資本金を五十萬圓以上とし）の株式会社でなければ、銀行業務を営むことはできないとしてゐるのである。だが、今までの地方の中小銀行は、地方の實情についてもあかろく、小資金の貸出し等に、あるひは中小商工業業者の金融にたいし多大の便宜をあたへてきたといふ事は争はれない事實なのである。それを恐慌の際小資本のものは、薄弱になり勝であるとか、現時の經濟状態においては小資本では活動し難いとかいふ理由のもとに、この合同を餘儀なくせしめたといふことは、中小農業者にとつては非常に不利益なことと言はなければならぬのである。そしてこれらのものにはたいしては何等の對

策も講じてはゐらないのである。

そして昭和八年以後は、法定額以下の小資本をもつてしては銀行營業を禁止、現に存する法定額以下の小資本銀行は合同することによつて法定額に達せしめやうとし、なかば強制的に銀行の合同を奨励してゐるのである。昭和二年における金融恐慌と、政府のなかば強制的な奨励とのために最近銀行の合同は非常に多くなり、つぎのやうな狀況を示してゐるのである。

年	次合同に依る減少數	總銀行數	普通銀行數	年	次合同に依る減少數	總銀行數	普通銀行數
大正五年	九	二、〇八八	一、四四三	大正十二年	九二	一、八三七	一、七〇二
六年	一九	二、〇六八	一、三九八	十三年	四七	一、七六三	一、六三九
七年	二九	二、〇三三	一、三七五	十四年	八五	一、六六八	一、五七二
八年	五四	一、九七六	一、三三四	昭和元年	一〇三	一、五四一	一、四三〇
九年	四三	一、九三三	一、三三六	二年	一三〇	一、三九三	一、二八三
十年	六五	一、八六三	一、三三二	三年	一七七	一、二三一	一、〇三二
十一年	五四	一、四九〇	一、七九九	四年	九七	一、〇〇六	八八一

この表によつて知られるやうに我が國の銀行數は最近いちじるしく減少し、昭和四年十二月末現在においては、農工銀行の二十四を含めて特別銀行は三十行、普通銀行は八百八十一行、貯蓄

銀行は九十五、すべてを合して銀行数は一千六行となり、さらに今日では減少して一千以下になつてゐるのである。

郵便貯金の行方

郵便貯金は、十銭、二十銭と、その日その日の汗と涙で得た収入の幾分かを割いて庶民階級が貯へた金である。そして今さら説明するまでもなくこの貯金は最高二千圓までと限定されてゐるのである。この郵便貯金は、どんな有様になつてゐるかといふに、昭和二年の春の金融恐慌以來銀行に不安を覺えた庶民階級が、ぞくぞくと郵便貯金に振替へた結果、急に激増するにいたつたのである。

年次	預人員	預金額	年次	預人員	預金額
大正元年	一、三五、五四五	三〇一、二四三	大正十四年	三、二九〇、七六八	一、一三六、五九三
同 十一年	二六、五八一、一九〇	九七六、三三五	昭和元年	三、二九八、一七三	一、一五六、四一五
同 十二年	二七、八四四、五六五	一、〇九六、一六二	同 二年	三、一六七、五八〇	一、四一〇、五五二
同 十三年	二九、七五五、一八五	一、一〇〇、四一〇	同 三年	三六、〇〇〇、〇〇〇	一、七九六、〇〇〇

右の如くであつて、こののちも郵便貯金は次第に増加して、今日においては實に二十二億數千

萬圓の巨額に達してゐるのである。この郵便貯金は、一體どうなるのであるかといふと、お互は附近の郵便局へ預けるのである。そして預つた郵便局は、これを逓信省の貯金局におくり、貯金局はさらにこれを日本銀行へ政府預金として預けてこれを大藏省預金部會計課に移管し、その運用は大藏省預金部がやるのである。だからお互が山間僻地の郵便局へ預けた金は、各地の日本銀行支店や貯金局の手を経て中央に集められ、大藏省預金部資金となるのである。今この預金部の内容をみると昭和三年十二月末の資金は、二十三億四千五百四十八萬五千圓の巨額であるが、この内譯をみると次のとおりである。

郵便貯金	十七億九千八百三十四萬五千圓
簡易生命保險	一億一千九百七十三萬二千圓
教育貯金	四十八萬圓
其他預金	一億九千二百九十九萬八千圓
積立金	二億三千六百二十二萬七千圓
未整理金	二百九十二萬五千圓

すなはちその大部分をしめてゐるのは郵便貯金なのである。いまこれらの大部分をなしてゐる郵便貯金が、どんな階級から吸收されてゐるかと少し調査は

古いけれども、大正十五年の十月の逓信省の調査の結果をみるとつぎのとほりである。

一、貯金總額	
人員	三二、二九五、六四四人
金額	一、一七七、二九二、八三〇圓
一人當り	二七四圓
二、貯金高別	
百圓未滿	九割三分三厘四毛
百圓以上	三分二厘五毛
二百圓以上	二分二厘九毛
五百圓以上	一分一厘二毛
五百圓以上	
合計	

すなはちこの預金の九割三分といふものは百圓未滿の小口の預金で、全國の一萬四千餘の郵便局の窓から一圓二圓と集つた血と汗との結晶でこの零細な金が、つもりつもつてこの巨額となつてゐるのである。これらの資金は本來からいへば、九割三分をしめてゐる庶民階級のために當然運轉すべき性質のものであるが、その實際の運轉方法をみると、つぎのとほりであつてその大部分は財産家や、上層階級民のために運轉されてゐるのである。

投資の部 (昭和三年十二年末資金運用一覽表)

種類	金額	百分比
一、國債證券	五四三、五〇〇千圓	二三、二
二、一般會計及特別會計貸付金	三一三、三〇〇	一三、三
三、地方資金	九一三、九〇〇	三九、〇
四、内地事業資金	一五四、五〇〇	六、六
五、海外事業資金	一二八、二〇〇	五、六
六、在外資金	八九、六〇〇	三、八
七、當座預金	一三八、二〇〇	五、九
八、其他	六四、二〇〇	二、七
合計	二、三四五、四〇〇	一〇〇、〇

右の中で、第一の國債證券は、五分利公債以下十四種の公債と滿鐵社債とであるが、これは主として政府の發行した公債を預金部が引受けたもので、これの用途は明らかでないが大抵は、時の政府のカラクリに使はれたものなのである。しかしこの國債證券の利子は確實であるからして、預金部としてはいゝ方の投資であることができるのである。

次に第二の一般會計および特別會計貸付金の中、一般會計は、臨時事件費、治水事業費、臨時軍事費などで約八千萬圓、特別會計は、帝國鐵道、朝鮮總督府、樺太廳、米穀需給調節等である。

第三の地方資金といふのは、内務省関係では(イ)公共團體の事業資金、(ロ)社会事業資金(住宅公益質舗、公設市場等の建設、失業労働者救済等)、農林省関係では、産業組合、耕地整理團體、畜産、漁業、森林組合等の事業資金、商工省関係では重要輸出品工業組合資金等である。その他臨時のものとしては各種災害の救済資金、養蠶應急資金、米作者應急資金、中小商工業者救済資金等であるが、この産業組合や、中小商工業業者の救済資金については後にくわしくのべることにしてこゝでは簡單にしておく。四の内地事業資金、五の海外事業資金は、特別銀行を通じて内地及び海外の諸會社等へ貸付けたものであつて、これもあとで詳述することゝしたい。第六の在外資金は、英米大蔵省證券のほか英貨および米貨預金としては、四千八百萬圓ほどあるのであるが、これは日本銀行をして英米兩國の數銀行に預け入れさせてゐる通知預金で、その利率は三分五厘乃至四分である。第七の當座預金は、日本銀行への預金の事であつて利率はわづかに二分、最後の第八の其他といふのは支那の國庫證券や、債券等のことをいふのである。

A、内地事業資金の不良貸、内地事業資金として、朝鮮銀行、日本興業銀行、横濱興信銀行等を通じて融通されたもの、昭和三年末の状況をみるとつぎのとほりである。

融通先 最終貸付先 金額 利率 改定利率

朝鮮銀行	朝鮮銀行	五〇、〇〇〇	五分	二分
日露實業會社	日露實業會社	六、〇〇〇	五〇	二分
國際汽船會社	國際汽船會社	二九、〇〇〇	六〇	三分
日本興業銀行	日本紙業會社	六、〇〇〇	五、七	三分
合同油脂グリセリン	合同油脂グリセリン	二、〇〇〇	五、五	
臺灣銀行	臺灣銀行	五〇、〇〇〇	五、〇	二分
横濱興信銀行	横濱興信銀行	一六、〇〇〇	二、〇	

これで見ると、郵便貯金を四分八厘の利子で(今は利下げとなつたけれども)預つてゐながら、五分または六分で貸付けてゐるのであるが、いつのまにか回収不能となつてゐるばかりか、利率が二分または三分となつてゐるのである。右の中の朝鮮銀行は、鮮滿における中央銀行ともいふべきものであつて、大正九年の恐慌以來、缺損つゞきで、震災後は驚ろくなかれ四千四百萬圓の缺損を招いたのである。それで清浦内閣は氣持よく五千萬圓をなげだしてこれを救済し、大正十四年には高田商會などからも除物にされたので、同年八月鮮銀の大整理が行はれ、右の救済資金五千萬圓のほか、滿洲西比利亞投資に一千萬圓、滿洲財界救済資金二百萬圓、大連興信銀行救済資金百萬圓、それに日露實業會社への六百萬圓、合計六千九百萬圓を一律に二分に利下げした

のである。又興銀を通じて貸付けた國際汽船は、これは大戦後船價の暴落で蒼くなつた船主連が、時の遞信大臣野田卯太郎に泣つき、五十萬トン位の社外船をあつめて資本金八千萬圓で造つた會社で、最初大正八年に二千五百萬圓、同十年に一千三百萬圓、合計三千八百萬圓を預金部から借りたのである。しかしこの利子も同様に年三分に下げられたのである。つきに日本紙業會社といふのはもと日本紙器會社と稱し、鳩山一郎氏が社長だつたこともある會社である。合同油脂グリセリン會社といふのは、没落した政商鈴木商店の會社で、大正十二年當時の大藏大臣市來乙彦が借したのである。

臺灣銀行は、大正十二年に表面上でもすでに二千五百二十二萬二千圓の缺損を出した銀行で、當時の頭取が西園寺の祕書であつたといふことを笠にして政府から五千萬圓を借りたのである。そしてあの金融恐慌當時臺灣銀行は鈴木商店にたいして約二億五千萬圓ほど借してゐたのであつた。だが結局、鈴木商店の没落となり、臺灣銀行の方は、田中内閣が財界安定の名目で二億圓の補償法案を通過させてくれたので、ともかくも助かつたのである。また横濱興信銀行といふのは、大正九年の恐慌のとき、今の大藏大臣井上準之助が千六百萬圓を預金部から借すやうに運動してやつたのである。もつとも形式上では預金部が、年五分でも日本銀行へ指定預金をなし、

日銀が、年二分で七十四銀行に貸したのである。
 B、海外事業資金への不良貸付 これも昭和三年十二月末における表をまづかゝけてみやう。

融通先	最終貸付先	金額	利率	改定利率
		千圓	分	分
興銀、鮮銀、臺	交通銀行	二〇、〇〇〇	六、〇	七、〇
正金銀行	漢冶萍	三六、一五三		
興業銀行	漢冶萍	二、〇五一		
正金銀行	裕繁公司	四、一四六		
朝鮮銀行	南洋鐵業會社	一、七三二		六、〇
興業銀行	滿洲シベリヤ投資會社	一〇、〇〇〇		五、〇
興業銀行	滿洲財界救済資金	二、〇〇〇		七、〇
興業銀行	大連興信銀行	一、〇〇〇		五、〇
興業銀行	東亞興業會社	九、六〇〇		五、五
興業銀行	(電信借款一般投資)	七、五〇〇		五、二
興業銀行	江西南洋鐵道	五、二三〇		五、〇
興業銀行	太興合名會社	四、二七〇		五、〇
興業銀行	海外興業會社	一六、二五三		四、五
興業銀行	東洋拓殖會社			

日本の金融機構

青島不動産興業資金	三五〇	四、〇
滿洲金融疏通資金	四、〇〇〇	四、〇
南滿洲鐵道 南滿洲鐵道	三、九〇二	

右の中で、興銀、鮮銀、臺銀の三銀行が預金部から借りて支那の交通銀行に貸した二千萬圓は、海外投資としても不良貸の優たるものであつて、大藏大臣勝田主計のときである。中華民國々事債券二千五百萬元の擔保があつたわけであるが、支那一流の手にのつてうやむやとなり不良貸付の最たるものとなつてしまつたのである。大正十二年以後は利子さへもはいつてゐないのである。また横濱正金銀行の分には、漢冶萍、裕繁公司、南洋鑛業會社等がある。總計は四千三百五十萬圓位である。漢冶萍といふのは、漢口、大冶、萍鄉をいふのであつて、昭和二年までに、約四千萬圓の金をつぎこんだのである。裕繁公司といふのは、支那の桃冲鐵山を經營してゐるもので、大正六年に創立された東洋製鐵會社と鐵鑛石の供給契約を結んだのである。そして政友會の高橋藏相時代に、森恪氏が活躍して百五十萬圓を正金銀行、中日實業をへて貸付けたのである。最後に南洋鑛業會社といふのは、同會社がジョホール州の「トレンガス」鑛山買収につき、その鑛石を運送するのに、二百五十萬圓貸付けたのである。

日本興業銀行の分は、興業債券の形式による漢冶萍への三百萬圓のほかに、やはり興業債券の形式で東亞興業會社分九百六十萬圓、江西南潯鐵道分七百五十萬圓があるのである。この鐵道借款といふのは、江西省の九江から南甯にいたる鐵道の敷設資金として興銀から江西南潯鐵路公司に貸したもので、第一次西園寺内閣のとき、大藏大臣阪谷芳郎男が七回にわたつて七百五十萬圓を融通したのであるが、今は利子さへもとれないのである。その後、明治四十二年東亞興業の創立で、鐵道借款と、同社にひきつがれ、同社は四千二百萬圓の借入金をおつてゐるのであるけれども、投資の大部分は、對支投資でほとんど全部回収できないもので、延滞利子さへ二百七十五萬圓千圓にもたつしてゐるのである。又、東洋拓殖會社に對する預金部貸付はすべて東拓債券である。大興合名貸付といふのは、有隣生命社長飯田某が、大正十年に天國鐵道敷設資金として外務大臣内田康哉や、時の拓植局長川村竹治などの後援によつて出来たものである。そしてこの會社は、大正十三年すでに一千五百萬圓の缺損を出すにいたつた。これは滿蒙方面に投資した不動産貸が固定したためで、これにたいして勝田藏相は千萬圓以上も貸付けてやつたのである。そしてさらに東拓を通じて滿洲金融流通資金として金四百萬圓を滿洲における産業回復、特産物の買付取引、既設金融機關の整理を名として貸しつけてやつたのである。總額は二千八百萬圓で、

預金部から東拓へは四百萬圓、鮮銀へは二百萬圓、都合六百萬圓を出してやつたのである。このほか、例の西原借款がある。これは田中前政友會總裁の顧問役西原龜三が、暗中飛躍して合計一億四千萬圓の借款を成立させたのであつて、この中預金部からでた金は、交通銀行借款二千萬圓と、寺内内閣が賣出した興業債券を引受けた三千萬圓、その他四百六十七萬圓で、大正十五年法律第五十一號による濱口藏相の整理策で、政府が公債で肩がはりして、全部すむだけはすんでゐるのである。

このほか、昭和二年の大恐慌のときに、朝鮮銀行および臺灣銀行、その他の休業銀行を救済する際に出した金も大部分、この預金部から支出されてゐるのであり、この方面に多額の金を融通しておきながら、そしてそもそも預金部の金は大部分、庶民階級の手から集めたるものでありながら、多數の庶民階級へはわづかしか貸出してゐないのである。すなはち政友會内閣時代には昭和三年一月總額五千萬圓を融通すると發表したが、一ヶ年半もたつてやつと一千五六百萬圓しか貸付けることができなかったのである。そして昭和五年三月には、二千萬圓を中小業資金として貸付けることとなり、その申込額は、四千五百萬圓に達し二倍以上もの好成绩であつたので、さらに、農漁山村救済として七千萬圓の融資を發表したのであるけれども、その條件は、嚴格に

すぎてをり、庶民階級はすでに、この融資をうけるほどに餘裕はなく、この融資にたいしては非常に申込は少く、不成績を極めてゐるのである。

貯蓄銀行も普通銀行と同様

庶民階級の金融機關として貯蓄銀行がある。庶民階級が、働らけど働けど樂にならない生活を少しでも樂にしやうと後の日の生活のために、零細な金を貯めておく、これが貯蓄銀行であつて、今日においては、十四億六千萬圓近くの金を吸収してゐるのであるけれども、貸出しは僅かに四億一千萬圓にしか達せず、他の十億數千萬圓といふものは、みな他の銀行に預金して大商工業資金融化し、國債その他の有價證券に投資してゐるのである。

諸貸付金擔保別調

種 類	貸 付 金 額	百分比例
國 債 證 券	二、〇四八、五五四	六、四八
地 方 債 證 券	五四〇、八九八	一一、七一
社 債 券	二、七〇〇、六七八	八、五四
株 券	二六、三三〇、二〇五	八三、二七

日本の金融機構

計	三二、六二〇、三三四	一〇〇、〇〇
地所並建物	六、八二五	〇、三五
保 證 貸	一九、五六八	〇、二四
信 用 貸	八、二三四、五七九	〇、二六
株 券	一二、六六八	〇、一五
計	八、二九六、〇四〇	一、〇〇

すなはち、その大部分は、有價證券に投資されてゐるのであつて、われ／＼とは直接に關係のないものである。また地所建物の擔保株券もわれわれには、關係のないものでわづかに利用することのできるのは、信用貸の八百二十三萬四千五百七十九圓で、これが貯蓄銀行の積立金の全部として、大抵のものは、この半額以上を定期積金の契約高の貸付をしないのであるから、その額の半分、一千四百一十一萬七千圓あまりが、銀行からわれわれが利用してゐる額となるのであるが、お話にならぬ小額であることは、勿論である。このほかの普通貯金、据置貯金、定期預金その他の特別當座等によつて澤山の金を預金してゐるのであるから、これらの金を庶民階級が利用しうることは當然のことといはねばならないのである。こゝろみに、金額別による預金高をみてみれば、つぎのとほりである。

金額別	口 數	金 額	百分比
千圓以上	九四、三六五	三三九、八六四、五五〇	四七、〇三
五百圓以上	一一六、二七七	七四、三九八、一一一	一四、五九
百圓以上	六〇二、二八一	二二、〇六一、八二七	二一、九七
五十圓以上	五九五、四一九	三八、六七六、一七四	七、五八
五十圓以下	七、〇三四、三七一	四五、〇一四、一六七	八、八三
計	八、四四二、七二三	五一〇、〇一四、八二九	一〇〇、〇〇

職業別貯金高

職業別	口 數	金 額	百分比
農 業	一、五六四、六三九	五六、五三九、七六一	二、〇九
商 業	二、三〇一、六八七	一八二、六六八、〇一三	三五、八二
工 業	七〇八、一四二	四二、九五二、八二八	八、四二
雜 業	三、八六八、二四五	二二七、八五四、二二七	四四、六七
計	八、四四二、七二三	五一〇、〇一四、八二九	一〇〇、〇〇

これによつてみると、貯蓄銀行における大部分の金は、小賣商人や、下級俸給生活者あるひは、農民や職工の金であつて、ごく零細な金がつもり／＼つて、かくのごとくなつたことがしれるのである。

それでありながら、前述せる如く、わづかにその三分の一足らずを貸出してゐるにすぎず、十億数千圓の金は、資本家のために、庶民階級の資金を吸収して、提供し、庶民階級の資金難は馬耳東風と聞き流して、結局において資金を枯渇せしめるほかの何物でもないことをあらはしてゐるのである。最近の状況をみると、すなはち次のとおりである。

全国貯金銀行の預金と貸出

年次	預金	貸出	預金超過額
昭和元年末	一、〇六四、一四一	二一四、四一二	八四九、七二九
同 二年末	一、〇八三、〇九八	二六九、五七六	八一三、五二二
同 三年末	一、二四一、二一六	三三五、五六三	九〇五、六五三
同 四年末	一、四二一、一三八	四〇二、八四八	一、〇一八、二九〇
同 五年四月末	一、四五八、六一一	四一三、七三六	一、〇四四、八七五

資本家の機関となつた信託會社

昭和二年における恐慌の結果、信託會社の預金が増加したことは、すでに述べたとほりであるが、その中で一番金銭信託が増加したのである。それをみるとつぎのとほりである。

年次	金額	年次	金額
大正十三年 五月末	一〇一、五七五	大正十五年 十一月末	四二三、〇〇五
同 十一月末	一三四、八一六	昭和二年 五月末	五三一、九六七
大正十四年 五月末	一五六、一一五	同 十一月末	六七八、〇七五
同 十一月末	二二四、八二〇	昭和三年 五月末	七九六、〇五一
大正十五年 五月末	三三四、六五五		

しかしこれらの金は、わづかに全國の二十八の大信託會社にあつまつた大資本家の機関のみであつて、決して庶民階級の金融機関とはなつてゐないのである。

保險會社も資本家の機関か

金融機関としては、やはり資本家間の道具であることは勿論であつて、生命保險の方においては千圓以下の小さい契約者が、その大部分でこの零細な契約がつもりつめて昭和三年十二月末現在では、五十六億五千八百萬圓餘となつて庶民階級が拂込む一ケ年の保險金高は、實に二億四千四百十四萬圓の巨額にたつるのであるが、そのうち被保險者に支拂ふ契約金は、毎年五千八百六十八萬一千圓であるから、差しひき保險會社は、一ケ年實に一億六千五百四十一萬圓といふ

資金を吸収してゐる割合となつてゐるのである。この金を一體保險會社は、どういふ風に使ふのかといふと、小さい保險掛金者のために使ふのではなくて、自分勝手にこの金を流用して自己の系統に屬する資本家間に貸付け高利をとつて、利益を得てゐるのである。

かくの如きは、まるで細民の金をあつめて自分の道具に使つてゐるといふも、過言ではない。今四十四の保險會社の有様をみると資本金百萬圓以上のものは、六社のみであつて、四十四社の資本金を合計してみると、わづかに四千九百三十八萬圓餘であり、このうち拂込はわづかに三十二萬八千七百五十餘圓である。これを四十四社にふりあけると一社わづかに拂込資金は、四十六萬六千二百餘圓の割にしかならない。この一社四十六萬といふわづかな資本金をみせ金にして一ヶ年二億五千四萬圓といふ多額な金を庶民階級から吸収してそのうちわづか四分の一か五分の一にしかあたらぬ、六千萬圓たらずの金を被保險者へ支拂ひのこりの大部分の金を自己の意欲するまゝに流用してゐるのである。これをもつてみていかに割のいゝ商賣であるか、察せられるであらう。

資産保險金の大小

のみによつて保險會社の善惡を判斷することは、もちろんできないが、その營業の成績上からみてもこれらの金の運轉によりいづれの會社も六七割の配當を行つてゐるので

ある。すなはち大正十四年度中の四十四社の利益金は、合計二千五百五十六萬九千二百三十餘萬圓の巨額であつて株主配當は平均一割七分といふ好配當なのである。しかもこの一割七分といふ配當は四十四社の平均であつて營業成績のわるい無配當の會社をもそのうちにふくめてゐるのである。一番好成绩の明治生命等は七割、愛國生命では六割といふ多額を配當してゐる。勿論保險會社によつては被保險者に利益を配當するといふことを看板として營業をやつてゐる會社もあるが、その大部分は、株主配當にあてるものであつて被保險者の配當は七分とか八分とかいふわづかな額しか配當しないのである。

しからば、かくのごとく零細な保險料を一般庶民階級から吸収してかくのごとく多額の利益を株主に配當してゐるが、一體如何にしてかくのごとき剩餘をうるのかといふと、すなはちその運用法をみるに、昭和元年十二月末現在の保險會社の總運轉資金十億一千九百三十五萬五千六十餘圓の半額以上すなはち五億八十八萬三千二百七十一圓といふものが各社債および國債株式に投資して、そのうち七割が社債株式で二割が國債の投資にむけられてゐるのである。のこりの二億三千四百八十七萬餘圓が、工場財産抵當として貸付けられてあつて、またのこりの二億八百七十圓といふものは、銀行や信託會社の預金となつて大商工業者の資本と化し、さらにのこりの六千六

十萬圓が不動産に投資されてゐるのである。
 いまさらにこれを立證するために生命保険で吸収した金をどの地方へ投資してゐるかといふことをしらべてみるとすなはちつぎのとほりである。

地方生命保険投資額

東 京	四六三、一一四、〇〇〇	北 海 道	二一、四六九、〇〇〇
大 阪	一二四、一六〇、〇〇〇	朝 鮮	一九、三五〇、〇〇〇
國 債	八一、九四七、〇〇〇	福 岡	一八、一九六、〇〇〇
兵 庫	二四、五二三、〇〇〇	京 都	一一、五八六、〇〇〇
神 奈 川	二三、一七三、〇〇〇	新 潟	一一、三一九、〇〇〇
愛 知	二三、七四六、〇〇〇	計	八二二、五八三、〇〇〇

すなはち金は田舎の地方から澤山吸収してゐるが、これを投資してゐるのは、東京、大阪、兵庫、神奈川といふやうな大都會か、もしくは國債に投資をなし保険加入者の少い所の支那朝鮮に投資してゐるのでこれらの點をみても、あきらかに地方農民なり、ひろく庶民階級のために利用されてゐないといふ事實が實證されると思ふ。もしこれが恐慌もなく、平穩に有利に利用されて利益をあげてゐるならば何の故障もうけないが、一端この貸付けた工場會社が破産するに

たり、あるひはまた預金した銀行が取付になり、または保險會社が投資してゐる社債や株券が下つてその會社が破産したときには、投資した金がとれないで、ひいては保險會社は破産せざるを得ない。とほい例はさておいて、ちかひ一例をあげると、旭日生命保險會社、八千代生命保險會社等が内部の營業狀態の不振のために、多數の保險契約者が非常な迷惑をうけ、汗を流して一生懸命に働いて保險金をかけた多數の保險契約者はかけた保險金がとれないのみならずその金もかへらないといふしまつで、路頭にまよつてゐるあはれた掛金者もでゝるのである。しかもこれらの保險會社の重役や株主は、配當や報酬の名において澤山の金をとつてゐるのであるから何等の損害はなく、損をするのは、くるしい思ひをして汗水流して働らいて得た金を、しかも節約してかけた掛金者、つまり庶民階級であるといふことは、あまりにも矛盾した皮肉にできあがつてゐる組織ではあるまいか。

最近の日本銀行改造論

日本銀行は、英國の英蘭銀行や、獨逸の帝國銀行に相當する中央銀行であり、金融の統制機關である。だが、安い金を集めて高い利子で運用し、利率をかせがうとしてゐることは、普通銀行

となんのかはりもないのである。だが、普通銀行は預金にたいして利子を拂ふが、日本銀行は原則として預金には利子をつけないのである。それでながら預金は十億以上もある。それでこれは宣傳や何かで集めた金ではなくて、一般市中銀行から依頼して来る預金なのである。それでこれて貸出利率は、伊太利銀行の五分五厘をのぞけば、世界最高の五分一厘一毛なのである。であるから日銀は儲かることも夥しく、定例割賦金すなはち配當は、不況のドン底にある昭和五年に於いてすらも尙ほ一割を持してゐるのである。であるからして、二百圓拂込の株式も、最低五百三十八圓、最高六百六十圓もしてゐるのである。これが景氣のいゝ大正八九年頃には八九百圓もしたのである。かうしてあまり儲かりすぎると、やかましいので、同銀行の貸借對照表には、土地建物の勘定課目には、三百七十萬圓などと計上してゐるが、實際の價格は此の倍にも、いやそれ以上にもなつてゐることはあきらかなことなのである。これは、ほんの一例にしかすぎないけれども、その他かうした手段で實際以下に評價したのも多く、すなはちかくれた財産の多いことも推察に難くないのである。さればこそ、株價も法外の高價を持してをり、又華族その他の世襲財産にもなつてゐるやうといふものである。三十餘萬株の日銀の株主の大きいところをみると、大體つぎのとほりである。

安田銀行	四、一〇〇株	前田侯爵	二、二〇〇株
鍋島直映	三、八〇〇株	島津公爵	二、二〇〇株
三井合名會社	三、二〇〇株	徳川罔順	二、二〇〇株
住友合資會社	二、六〇〇株		

日本銀行は、中央銀行であり、株主になるにも大蔵大臣の認可があるといふほどの銀行であるから、その銀行の總裁が勅任官であることも不思議ではないかも知れない。けれども、政府の任命する所のものである事からして國家の經濟政策にも追従せねばならない。

しかし、この國家經濟の立場からみて、日銀の役割といふものは決して看過されるべきものではなく、發券銀行としてではなくても金融の統制、すなはち此の資本主義經濟組織の下においては必然的に惹起する恐慌を緩和する機關として役立つものである。

例へば、財界が投機熱に浮かれて浮調子となり、これをそのまま放任すれば、やがて恐慌が来るかも知れないやうな場合には、金利を引きあげて、投機的統制を行ひ、また不景氣で人氣の悪くなつた場合には金利を引き下げて財界の活動、企業を刺戟し、もつてこの方面からも景氣回復を促進するといふやうなことであつて、これはまた、好景氣であれば、資金の需要が多くなり、

銀行の手法が逼迫し、一方不景気であれば資金の需要は減退し、銀行としても遊資に困るから、銀行それ自身の金利政策ともこのことは一致するものなのである。すははちこの金利政策は中央銀行自らの採算にも一致するものであり、かつまた自らの採算以外にも政策的に一國財界の景気不景気を統制するために、金利政策を行ふことは、従来もみとめられてゐることであり、これが中央銀行の経済界にたいする一機能ともされてゐるのである。

自由放任をその指導精神とするアダム・スミス流の古い資本主義が行きつまりを暴露し、古い統制から来る経済上の混乱と破つた人とを防止するためには、産業の國家的統制といふ社會主義思想を織りこんだあたらしい産業組織に改造するより外に道はない。そして資本家も金融業者も従來の營利を一とする資本主義を改革して社會民衆の厚生を主とし營利を従とする新資本主義にめざめつゝある。しかし國家權力をもつて資本主義家における無統制な經濟活動に干渉する事は、元來自由放任を本旨とする資本主義の根本精神からしてさげねばならない。また金融資本家が、直接企業に參與することもさげねばならない。こゝにおいて中央銀行の金利政策による經濟活動の統制が重要視されてきたのである。故に、現在においては、大戰前後にあらはれたる金融組織の無力の匡正が叫ばれてきた。さらにすゝんで世界各國の中央銀行が協力によつてその金融機關

の世界的統制を試みやうとし一昨年スミスに開かれた國際經濟會議における所謂ヤング案の國際經濟銀行は今や世界の中央銀行として此の金融界の混亂をのりきらんとする人も少くない。これらの影響をうけて日本においても日本銀行の改造説がしきりに叫ばれて來てゐるのである。その改造が果していかなるものであるかは吾人の知ることのできるものではないが、今後中央銀行としての機能を充分に發揮せんがために、恐らくは兌換券發行方法その他各種の制度の上に改造が行はれるものであらうとおもはれるのである。

特殊銀行は政黨および政商の機關

日本の特殊銀行は現在においては政黨の機關といふも過言ではなく、政變のあるたびに、日本銀行、勸業銀行、朝鮮銀行、その他のおもなる特殊銀行の重役のかはるのをもつても、この事實は首肯されるのである。すなはち二十四の特殊銀行は、その時その時の政黨の機關となり、政變のあるたびに、政黨人が總裁たるべく副總裁たるべく見苦しい椅子の相奪戦を演ずるのである。しかもこれらの人は、われわれ庶民階級の人とは、當然とはいひながらなんらの關係もないのである。金はわれわれの財布から緊縮とか消費節約とか、國家のためとかとの名目にかくれて吸収し

ておきながら政黨並びに政變の機關となつて、その眞の機能を發揮することなく、多數の意思を無視してわれ／＼庶民階級の機關となつてはゐないのである。日本銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行等は所謂發券銀行であり、すなはち紙幣の發行權を有し、その他各種の特權を有して澤山の剩餘を得てゐるのである。また勸業銀行、興業銀行、北海道拓殖銀行、府縣農工銀行等も、その資金収收の一方策として各種の債券を發行し、かつまたその債券の賣買によつて利益をうるがために、これら特殊銀行の重役等の關係してゐる證券會社も勿論これら政黨人の機關と化してゐるのである。その一例をあげてみると、朝鮮銀行、臺灣銀行、勸業銀行等は、政變または政黨人に法規を無視した特別の貸付すなはち不良貸付をやつてゐる。そのもつともいちじるしい例は、勸業銀行における日本勸業債券株式會社と稱する證券會社であつて勸業銀行構内といふ一事を看板にして勸業銀行經營なるかごとく世人を瞞着して巨利をむさぼつてをり、なほ勸銀や、興銀や、農工銀行等は、いづれも自己直營の證券會社をもつてゐる。そして不確實な事業やあやふい株券でも政黨人の持参といふ事によつて投資し、損失を蒙つてゐるのが現状である。

朝鮮銀行は、大正九年の財界不況のをり、この缺損を暴露して日頃懇意な政黨の人々に泣きをいれ、政府に頼つた結果、大正十二年に大藏省預金部より五千萬圓といふ多額を借りこみ、大正十四年には、第二次整理をして日本銀行の特別融資をうけ、大藏省預金部から借りた五千萬圓の利率五分を二分といふ低利に引き下げてもらつたのであるが、この金融難の世の中に、二分等といふ低利がどこにあり得るであらう。また臺灣銀行は、鈴木商店にたいして三億數千萬圓の不良貸付をして大正十二年の大恐慌の際には、ついにそのポロを白日の下にさらけ出すの醜體を演じ、それにもかゝらず政黨人のよしみを利用して朝鮮銀行同様預金部から五千萬圓の特別融資をうけ、大正十四年にはこれまた日本銀行資金の借り出しをうけ、預金部からの借り出し利率を三分低下の二分に引きさげてもらふにいたつたのである。その後、兩行とも整理は一向進捗せず、昭和二年の恐慌の際も、あの不始末を暴露するにいたつたのである。かくのごとく特殊銀行は大方政黨の資金のこしらへ場所となつて政黨人へのみ利用されてゐる。しかもその金は各種の債券や、その他のもので、われ／＼から吸収したものであり、これを一部の政商、有資産者、政黨人のみが利用してゐるといふ矛盾が行はれてゐるのである。

政黨の犠牲となつた銀行重役、既述の如く單に特殊銀行が政黨の犠牲となり、政治家に利用されてゐるのみでなく、普通銀行も亦、政黨や政治家の機關、道具に使用されてゐる。いま一例をのべてみれば、いかに政黨の惡辣な魔手が澤山の銀行を傷けたことが知れるであらう。

その一つの例は、福島縣の商業銀行であるが、同銀行が、大恐慌後の昭和二年六月十三日に突然休業した。同銀行は、従来憲政會系の銀行であるとみられてをり、政友會系の第七銀行とともに、同縣下の二大銀行であつたのである。ところが、第七銀行は同縣の縣金庫に指定されてをつたので、憲政會内閣がなると同時に第七銀行はこの特権を剝奪され、大正十四年ついに同縣の、石川、北會津若松および福島市における縣の公金取扱ひ事務は、憲政會系の福島商業銀行の特権となつたのである。ところがこえて昭和二年世は再度政友會の天下となるや福島商業銀行の特権は剝奪され、つひに休業しなければならなくなつたのである。もちろんこの裏面には政商と利權屋との陰謀があつたのであり、頭取は、ついに身を阿武隈川の激流に投ずるを餘儀なくせしめるの悲惨事をさへ惹起したのである。これがために、縣金庫は、ふたたび、政友會系の第七銀行の手にうつつたはもちろんのことである。

これとおなじことが、愛知縣にも、香川縣にもあつたのである。要するに、縣金庫、市金庫の問題は、日本全國のその縣市を通じて政黨の御用金のこしらへ場所となつてをり、もし縣金庫がそのときの天下のいふことをきかなければ、この特権は、むさんにも剝奪されてしまふ。これがために銀行は、木本意ながらも代議士や縣會議員のいふことをきいて、いくらかの冥加金ををさ

めなければ、ならないといふ有様なのである。公正であるべき地方長官や警察部長や内務部長は、この事實を熟知してゐる筈である。

また今一つの面白い例は、かの大恐慌の際、臺灣の商工銀行では臺銀の餘波をうけて預金者の取付にあつて仕方がないといふので、大藏省へ嘆願した。この救済の運動に來た重役は、東京に滞在して百方内閣の要路の政治家に運動してついにその救済をうけることとなり、その晩運動に來たこれらの重役は、神樂坂の待合で澤山の藝者をあげて大騒ぎをやつたといふ醜體を演じたのである。銀行の取付さわぎの救済の運動に來てゐながら、そしてまた澤山の預金者に迷惑をかけるかも知れない時に、重役が待合で大散財をやつたといふことは何をいみするのであらうか。これらの例は、探せばいくらかもあるだらうが、要するに普通銀行も政黨の魔の手がのびてしまひ大株主なり、重役は、救済されるが小さい預金者は、救済もされず、何時も不利益な立場にあるのが、あらゆる金融機關における日本の現状なのである。

大株主は救はれても小口預金者はすくはれない、昭和二年の大恐慌の際のことをおもふと、まつたく茫洋として夢のごとくである。あの國民のかうむつた負擔は、おどろくなかれ八億七千九百四十五萬圓餘で、手つとり早くいへば、約九億圓の金がわれくの負擔となつて庶民階級

の頭上にふりかゝつてきたのである。このてんまつを考へてみると、大恐慌がおこるや時の天下の憲政會は、二億圓の補償を緊急勅令によつて出さうとしたのであるが、在野黨だつた政友會は憲法違反なりと叫び出し、ついに憲政會は解散したのである。ところが政友會が代つても二億圓ではとても救済することさへできず、すなはち政友會が天下をとると同時に二月間の支拂猶豫令を斷行し、日銀特別融通法案と臺灣銀行救済に關する法案とを議會に提出して、これを通過させたのである。臺灣融資は、二億圓、日本銀行特別融通法案（内地銀行救済）による補償は、五億圓、合計七億圓を國庫が補償するにいたつたのであり、憲政會内閣のとき、二億圓で済む國民の負擔は、内閣が政友會に移つた計りに、七億圓となつたのである。五億圓は政友會の天下をとつた政權獲得料といふ形である。ところが、この七億圓でもまだたらず、次第に増額して九億圓になつたので、昭和二年の冬の議會において民政黨のある代議士は、ときの政友會の大藏大臣三土忠造君に質問した。その答へに、日銀の補償案は、三四億圓位ですむであらうといつたのである。これと臺銀の二億圓を合しても六七億にしかならない筈であるのが、一旦議會が閉會して一週間もたたない中に發表したのを見ると前にのべたやうに、三四億圓の金が總額八億七千九百四十三萬圓といふ巨額となつてゐるのである。わづか一週間の中に、二三億の金が増加したありさ

までである。しらかばこれらの損失は一體誰が負擔するかといふと、皆國庫の負擔であり、國民の負擔となつて税金の名の下に、われ／＼の頭の上にかゝつてくるのである。これも小さい預金者が、救済されるために、國庫が補償するならば、われ／＼もこれを忍べるであらうけれども、これらの金は全然小口預金者が血と汗とで貯金した銀行を救済するのでなく、大きい債權者やその銀行の重役を救ふのであるから、われ／＼はしのおことができないのである。この一例をみてみると、震災當時、臺銀の震災手形補償法案が通過しておなじ國庫が支拂ひをした。この支拂をうけたものは、安田銀行の四千五百萬圓、第一銀行の二千萬圓、田口の百七十萬圓等を筆頭に二十の銀行であつた。ところが、臺灣銀行が前から内容が良くないといふことは、素人でもよくわかつてゐること、かやうな不良銀行へ高い金利でもつて貸出した銀行は、救はれるが、小額の預金をした預金者達の銀行は決して救済されないものである。そして昭和銀行が、これらの休業銀行を合併してその支拂ひをしたが、その支拂額はみな手加減されてしまつたのである。すなはち大口の不良の高い利子で貸付けたものは、全部完全に支拂ひをしたが、小口の預金者には、半分しか支拂はないといふのである。銀行の内容のわるいことは、大藏當局でも、政黨人でも知悉してゐるにもかゝはらず、内容の調査すらもせず、またこれを知つてをりながらも、これを救済

し、これを國民に負擔させるといふことは、一體何んのせいであるのだらうか、まことに暗にお
 ちないことといはねばならないのである。また特別融通法によつて昭和銀行に貸付けられた金は、
 法律によつて貸付金利は三分となつてゐるが、これとても普通の預金者の利率よりも非常に低い
 のであるところが、十五銀行や昭和銀行は、この貸付金利を二分に引き下げる運動さへやつたの
 であるが、一體世界のどこに、二分位の低利で金融するところがあるであらうか。もし二分の金
 利で融通するなら中小商工資金や、産業組合へこそ融通すべきであると思ふ。しかるに、庶民階
 級をすくふ低利資金は五分六分の高利であり、資本金、大株主への融資は、二分、三分だとは、
 まるで反對の事實であり、理由が那邊にあるか解らないのである。

役に立たない信用組合

この信用組合もよく／＼目をとほしてみると、中産階級以下の人々にとつて大した役割をなし
 てゐないことが知れるのである。そして貯蓄銀行の場合におけるやうに、庶民階級の資金を吸収
 して、ます／＼これらの階級の資金を枯渴せしめてゐることが知れるのである。

昭和四年十二月末現在において、全國における産業組合の数は、一萬四千四十七組合で、その

中、一萬二千八百七十組合について調査したところによると、

拂込出資額	二億一千三百餘萬圓
借入金	二億四百餘萬圓
貯金	十億八千二百八十九萬圓

で、これらの運轉のできる資金を合計すると十五億圓あるのに、組合員に貸つけてゐる金額は、
 全部で九億五百三十四萬圓にしか達してゐないのである。この残額約六億圓の中、四億一千萬圓
 は銀行その他の預金であり、七千八百二十七萬五千圓は、國債その他の有價證券に投資し、二千
 八百萬圓近くは手元に持つてゐるといふ有様であつて、組合員から吸収した出資および貯金の合
 計十三億六百萬圓の中、約四億圓は、組合員から集めたまゝとなつてゐるのである。

農林省調査による昭和四年十二月末現在の全國一萬五千七百七十八組合の信用組合の貯金と貸付金
 とを對照してみても、貯金が十億一千二百二十四萬二千圓あるのにたいして、貸付金は、八億四千
 五百三十五萬四千圓にすぎないのである。

昭和四年十二月末現在における市街地信用組合百八十七の資金の概況をみると、つぎのとほり
 である。(産業組合中央金庫調査)

組合員数	調査組合数	組合員数	調査組合数
一八六、〇〇七人	二五一	一八六、〇〇七人	二五一
四八、五五九、九三五圓	一八七	四八、五五九、九三五圓	一八七
二七、一九二、九四二圓	一八七	二七、一九二、九四二圓	一八七
六、五二四、八三一圓	一八七	六、五二四、八三一圓	一八七
一二七、二〇六、三六二圓	一八七	一二七、二〇六、三六二圓	一八七
一四、五五三、九二八圓	一八七	一四、五五三、九二八圓	一八七
一一二、七六〇、七七三圓	一八七	一一二、七六〇、七七三圓	一八七
三八、三八八、七〇〇圓	一八七	三八、三八八、七〇〇圓	一八七
二、三八〇、二八四圓	一八七	二、三八〇、二八四圓	一八七
二一、二九四、一七五圓	一八七	二一、二九四、一七五圓	一八七
四、〇六三、〇三三圓	一八七	四、〇六三、〇三三圓	一八七

右の表によつてみると、組合員に貸付けることのできる資金が、拂込出資金、貯金、借入金とを合して一億六千九百萬圓あるのであるが、實際において組合員に貸付けてゐるのは一億一千三百萬圓ばかりにすぎないのである。そしてその残りの五六千萬圓の中、三千八百萬圓を銀行や

郵便局へあづけ、二千百萬圓といふものは、國債その他の有價證券に投じてゐるのである。これら信用組合の資金運轉狀況は、大體右においてのべたとほりであるが、それでは、この信用組合の聯絡統制機關である道府縣の信用組合聯合會の資金運轉狀況は、どうであるかといふに、すなはちつぎのとほりなのである。

聯合會數	所屬組合及聯合會數	出資總額	拂込出資額	準備金及諸積立金	借入金	貯金	貸付金	預け金	有價證券	現金
四七	一一、四二六	一九、五一六、一〇〇	一一、九七八、八九七	二、二七七、六七六	三九、五六七、〇五一	一四五、九七三、〇六三	六六、四九八、三九九	七八、二三五、九九一	五四、三四七、五二六	二〇七、三〇一
四七	一一、三六二	一八、六五八、七〇〇	一一、八〇三、六〇四	二、〇五七、六二四	三六、六一六、三一七	一二五、九一六、四八四	五六、五八二、七五八	七四、五六九、九八〇	四二、一一七、〇二三	一四一、一一五

聯合會もまた右のやうに運轉することのできる資金、すははち拂込出資金、借入金、貯金を合して、一億八千八百五十二萬圓あるのにたいして、所屬してゐる組合および組合聯合會等に貸付けてゐる資金は、わづかにその三分の一あまりの六千六百五十萬圓にすぎないのであつて、残りの七千八百二十三萬六千圓は銀行に預金し、五千四百三十四萬七千圓は、國債、地方債その他の有價證券に投資してゐるのであつて、運轉のできる一億八千八百萬圓の内一億二千二百餘萬圓といふ巨額を、いづれも資本家の機關にあたへてしまひ、従つてそれだけ、組合および組合聯合會の資金を枯渴せしめてゐるのである。

次に、これらの信用組合および信用組合聯合會の中央機關である産業組合中央金庫の状況をみやう。

	昭和四年十二月末現在	前年同月末現在
出資者数	一一、四一二組合	一一、四八八組合
出資總額	三〇、七〇〇、〇〇〇圓	三〇、七〇〇、〇〇〇圓
拂込出資額	二六、二三八、八八八圓	二四、四三九、一六〇圓
諸積立金	一、九九一、六四七圓	一、八三五、九四七圓
借入金	—	一、〇〇〇、〇〇〇圓

産業債券	二六、六一〇、〇〇〇圓	二〇、三七〇、〇〇〇圓
預り金	四六、〇八八、一六〇圓	四四、六八八、六六〇圓
貸付金	五〇、三二〇、三〇一圓	五三、〇三八、四一五圓
手形割引	六九八、九一三圓	八〇四、〇六二圓
預け金	三六、八七三、四〇〇圓	二三、七七八、三〇八圓
有價證券	一四、二六五、一一八圓	一六、五〇四、三二四圓
現金	一〇四、五〇五圓	一二四、二四七圓

これによつてみると、拂込出資金、産業債券發行高および預り金等を合して、運轉することのできる資金が、約一億圓近くあるが、此のうち全國の信用組合、信用組合聯合會に貸しつけてゐる資金がわづかにその半分であつて、のこりのうち三千六百八十七萬三千圓は、銀行に預金し、一千四百二十六萬五千圓は、有價證券、國債等に投資してゐるのである。

信用組合の設立目的は、いまこゝに詳しくのべるまでもないことであるが、資本主義經濟組織の下においては、資産信用の薄弱なものは、經濟的向上をはかることが困難なので、これらの同じ環境にあるものが、團結して組合を組織し、各組合員の手元にもし餘裕金があればこれを組合に貯金し、その組合員の後日のための準備とせしめると同時に、需要する組合員に融通する相

互扶助機關なのである。そして此の集團のもつ社會的信用によつて借入金をなし、組合員相互に必要な資金を融資し合ふためのものであつて、従つて、組合員の經濟的地位向上を目的としてゐるが故に、組合の利潤の多額を望む營利機關ではないのである。

去る昭和元年産業組合中央會で、表彰した二十二の優良組合について調査してみると次の通りである。

階層別	出資金	出資人	役員數	組合員	役員一名に對する組合員
地主	一九〇、八二〇圓	二〇四圓	二〇七	九一六	四・五
自作	二五六、八二五	八〇	一五七	三、二〇七	二一・二
自作小	二八三、一五五	八〇	五七	三、三四九	四六・五
小作	一六八、三〇〇	六〇	三	二、八二一	九四〇・三
其他	一三九、五九〇	七九	一五	一、七五九	一一七・三

すなはち出資金および組合員の一番多いのは、自作農小作と小作であるが、組合の役員が多いのは、これに反して地主と自作農の階級である。だが、これによつても、發生的ではなくても、やはり組合には中産以下の人々であることが知れるのである。

そしてこれらの信用組合および産業組合の中の役員は、資本主義經濟組織の修正機關であると

いふことの認識の不足から、これらの組合を自己のためにする者も多く、最近農林省の、地方の有力な組合四百四十一の調査した結果によると、

法令違反 三百八十九件
 不當貸出し 五百八十八件

といふ數に達してゐる。これによつてみるに、如何に信用組合の役員が、法令違反と、不良貸出しをやつてゐるかといふことがわかると同時に、また現在の産業組合の大部のものが、大定これに類してゐるといふことが知れるのである。

すでに前にのべたやうに、信用組合は組合員に融通すべき資金の三分の一以上を他のものに投資し、またこの信用組合の指導機關であり統制機關である信用組合聯合會も、その所屬組合および組合員に融通すべき性質の資金を、その三分の二といふものは、他の銀行預金や、國債等に投資してゐるのである。そればかりでなくこの信用組合および信用組合聯合會の統制指導機關である産業組合中央金庫も、組合や聯合會資金を融通してその機能を發揮せしめやうとはせず、その半ばは他のものに流用してゐる有様なのである。

これを要するに、資本主義經濟の缺陷をみとめて、庶民階級相互の金融機關であるところの、

これらの機関までが、その機能はなすにかへつて庶民階級の手から資金を吸収してこれを他のものに投資し、これら階級の資金枯渇の役割しかなしてゐないのである。

そればかりでなく、この相互扶助的機関であるべきこれらの機関は、その三分の一乃至二分の一を、利率の低い銀行預金または郵便貯金としてゐるがために、組合または組合員へは、法外にも高い利子で貸さねばならないといふ矛盾を犯してゐるのである。産業組合中央金庫が、調査したところによると、昭和四年十二月末現在における全都市街地信用組合の金利は全国を平均して次のとおりなのである。

種別	最高	最低	普通
貯金	一、七八	〇、九五	〇、三六
借入金	一、九六	一、五四	一、六七
貸付金	二、九九	二、一六	二、七八
預け金	一、六五	〇、八三	一、二六

また、昭和五年二月末現在の信用組合聯合會の各種資金の平均利廻りは、貯金が一錢四厘八毛、借入金が一錢五厘であるのたいして、聯合會が銀行や郵便貯金することによつて得る利廻りは、一錢二厘六毛といふことになつてをり、組合または組合員に貸付ける資金は、一錢九厘六毛とな

つてゐるのである。また農林省の調査による全国信用組合の金利をみても、各府県の信用組合の金利平均は組合員からあつまる貯金の利子と、組合に貸付ける利子との利を調べてみると、北海道、岩手、宮城、秋田、栃木、東京、山梨、徳島、長崎、熊本、宮崎、沖縄等一道十一府縣下にあつては、いづれも五分以上の利差があるのである。ことに宮城、沖縄では六分、北海道では七分余といふ驚くべき利鞘かせぎをしてゐるのである。

相互救済機關であるべき信用組合の、どうしてかくのごとき高い利鞘かせぎをせねばならないのであらうか。一錢三厘六毛であつた貯金を、どうして二錢七厘八毛といふやうな利鞘かせぐのであらうか。一錢三厘六毛または一錢六厘八毛で預つた金を、一厘から四厘あまりも安い銀行預金や郵便貯金にしたのでは、組合員に支拂ふ貯金の利子にさへ差支へを生じてゐるのである。そのために組合員に貸しつける金利を全くして、それでもつて埋め合せをしやうといふのである。すなはち組合や組合員は資金がなくて困つてゐるのにもかゝはらず、組合や聯合會や中央金庫は、銀行預金その他に投資してますますその資金を窮乏せしめ、また國庫や資本家にこの資金を使つてもらつてゐるがために、組合や組合員は、それに對する利子までも拂はさせられてゐる現状なのである。

市街地信用組合資金状況 (昭和五年三月末現在)

(単位千圓)		(単位千圓)	
組合總數	一組合平均	組合總數	一組合平均
調査組合數	二五一	貸出金	一一二、〇〇八
出資金	一九三	預け金	四〇、九九八
拂込出資金	四九、五七四	現金	一、六四六
準備金及諸積立金	二九、八一三	有價證券	二六、八一
貯入金	七、三七七	不動産	四、四四四
借入金	一三六、一八六	組合員數	二〇三、一二六
	一三、八〇九		一、〇五二
	七一		

農村信用組合資金状況 (昭和五年三月末現在)

總額		總額	
一組合平均	一組合平均	一組合平均	一組合平均
調査組合數	七〇八	貸出金	九六、九三六
出資金	二二、六一八	預け金	四一、九九九
拂込出資金	一七、八〇九	現金	一、四七四
準備金及諸積立金	一一、一八一	有價證券	八、四三二
貯入金	一一一、二三四	不動産	三、九七一
借入金	一三、九六五	組合員數	三三六、九五五
	一九		四七六

簡易生命保險

簡易生命保險制度に依つて日本の無産階級のすくはれてゐる點も多いのであるが、惜しい事は最高保険金額が少すぎ、また集つた金は大藏省預金部資金となつて、大部分は地方の公共團體へ貸出されてゐるのである。昭和三年十二月末現在の調査によると、簡易生命保險は、一億一千九百七十三萬二千圓に達してゐる。しかしこの簡易生命保險も、保險の掛金を擔保として貸出しの制度が設けられてゐるが、一般に周知されてゐないために、この掛金を利用して保險局から金を借りる人も少く、貸出しの金額も少いので、今のところ眞實の意味の金融機關とはなつてゐない。しかし、回收のきわめて良い自作農維持創設資金として去る大正十一年以來貸出してゐる。

簡易保險積立金の自作農維持創設資金貸付額

大正十一年	昭和元年
二、五七四、〇〇〇圓	八、五六〇、〇〇〇
同 十二年 三、四七二、〇〇〇	同 二年 一〇、一〇〇、〇〇〇
同 十三年 三、三八八、八〇〇	同 三年 一四、四八〇、〇〇〇
同 十四年 五、〇八五、三〇〇	同 四年 一五、〇〇〇、〇〇〇

健康保険

工場職工の疾病、負傷、死亡または分岐に關し、療養費の給付または傷病手当金、葬式料、分岐費もしくは出産手当金の支給をなすことを目的として昭和元年一月一日から實施されたのである。しかして本法實施當時百十萬人の加入者を算したのであつたが、爾後半年間に約四十萬人を減少して約百萬人となつてゐる。その原因は、法令の不備の點であつて本法施行以來労働者の罹病率いちじるしく増加し、資本金および工場主側の反對が多いためなのである。

政府の中小商工金融

大藏省預金部のところで大體は話したとおりであるが、昭和三年に五千萬圓程國庫の金を支出して貸出したが、貸付條件が六ヶ敷かつたために、二千五百萬圓位の借入れ申込みができなかつたのである。中小商工業者は、資金が不必要で五千萬圓を消化しなかつたのでなく、資金の一億でも二億でも欲しいが、借入れができないやうな六ヶ敷しい條件であつたから、借りることができなかつたのである、しかし、政府も現下の金融難を傍觀してゐることはできず、昭和三年政友

會内閣時代の五千萬圓の融資が、その半ばを貸出したにすぎない不成績にもかゝはらず、昭和五年三月二十五日には、大藏省預金部資金二千萬圓を中小工業者に貸出すこととしたのである。次いで四月には、公益質屋の貸出限度を擴張し、従來の貸付限度一口十圓一世帯五十圓を一口五十圓一世帯三百圓とし、さらに六月には、遞信省所管の簡易保險金の積立金を、新規に小口産業資金、産業共同施設資金としてその一部を貸出すこととなつたのである。そしてさらに昭和五年の九月には、農漁山村失業者救済資金として金七千萬圓を融通することが發表されたのである。この融通の要項を述べてみると、次のとおりである。

- 一、融通豫定總額金七千萬圓
- 一、資金の種類
- 一、耕地擴張改良事業
- (イ)小開墾田地五町歩以下の小開墾を主とするも例外として五町歩以上の田地といへども開墾助成法の助成をうけざるを條件として何れも一段歩百五十圓見當をもつて貸付をなすものとす
- (ロ)水害復舊、田畑の水害復舊に限り一段歩當り二百圓見當をもつて貸付をなすものとす
- (ハ)小設備の改良新設耕地に關する道路堰堤樋害、樋門等の小設備の改良新設をなすものに對して一箇所當り九百圓見當の貸付をなすものとす
- (ニ)暗梁排水事業を行ふものにして一段歩當り四百圓見當をもつて貸付をなすものとす

(ニ)暗梁排水事業を行ふものについて一段歩四百圓見當をもつて貸付を行ふものとす。
 (ホ)小排水改良事業(主として五百町歩の以下のもの)を行ふ者に對し一段歩當り三十圓見當をもつて貸付をなすものとす

(ハ)普通耕地整理開墾を目的とせざる普通耕地整理を行ふものに對し、一町歩につき制限なく一段歩あたり五十圓見當をもつて貸付をなすものとす

一、貸付主體 耕地整理法による組合その施行者、北海道廳、府縣町村水利組合、北海道土地組合その他の非營利法人十人以上連帶者個人(擔保を提供する者に限る)

一、山林開發事業(北海道を除く)

(イ)林産物の運搬施設並に貯木場の建設、車道、軌道、牛馬道、木馬道、索道(動力を用ひざる鐵索、鐵線をも含む)河川流路の疏通など林産物の運搬施設並にこれに附隨する貯木場の建設をなすものについて貸付をなすものとす、車道については一里當 二萬五千圓見當とす

(ロ)木炭倉庫の建設をなすものについては、一棟あたり千五百圓見當(一棟當り平均建坪五十坪)をもつて貸付をなすものとす

右貸付主體 府縣町村森林組合、産業組合、重要物産同業組合、十人以上連帶者

一、蠶桑改良事業 蠶桑改良費は、イ、荒廢桑園改植をなすものについて桑苗、肥料および勞銀の資金として一段歩當り七十五圓見當をもつて貸付をなすものとす、右蠶桑改良事業資金の貸付主體左のごとし
 町村産業組合、十人以上連帶者

一、水産諸施設、イ、漁業共同施設、船あげおよび船溜設備その他漁業共同施設をなすものについて貸付をなすものとす、右水産諸施設資金の貸付の主體左のごとし。北海道地方廳、府縣町村漁業組合、水産

會、水産組合、産業組合、十人以上連帶者

一、畜産諸施設、イ、牧野整備放牧地または採草地の改良等牧野整備の施設をなすものについて貸付をなすものとす、ロ、畜産共同施設牛乳鶏卵畜肉等の共同處理設備及び家畜共同購入または飼料調製貯藏設備その他畜産に關する共同利益生産のために、諸種の施設をなすものについて貸付をなすものとす、借受主體左のごとし。町村畜産組合、産業組合、十人以上の連帶者

一、副業および農業共同施設

イ、輸出向副業施設 左にかゝる副業經營上必要なる作業場採種場養殖場貯藏場販賣所の共同施設および器具機械材料種苗等の購入資金として貸付をなすものとす、花筵製造、椎茸栽培製造、竹細工、寒天製造、貝ボタン製造、養兔、婦人手藝、刷毛製造、セルロイド、製造品製造等

ロ、内地向副業施設左にかゝる副業經營上必要なる設備にして輸出向副業施設とほゞ同様の施設をなすものについて、貸付をなすものとす、墨表製造、織蓆製品製造、柳行李製造、凍豆腐製造、麵類製造、澱粉製造、促成栽培、蔬菜増殖、淺草海苔増殖製造、製紙原料製造、二丁、和紙製造、瓶罐詰製造

ハ、農業共同施設 蔬菜果實穀類豆類茶などの農産物につきその選別乾煤調製貯藏加工などの共同處理または共同作業に要する諸施設をなすものについて一ヶ所當り三千圓見當をもつて貸付をなすものとす、右副業および農業共同諸施設資金の借受主體左のごとし、町村、産業組合、漁業組合、農會、水産會、山林會、その他の非營利法人、十人以上の連帶者

一、融通の形式 府縣債および北海道地方債の引受による、この場合において府縣および北海道地方債には、右債券の發行により得たる資金をもつて町村を經由し、または直接事業主體に轉貸するものとす、

府縣または北海道地方債もしくは町村が事業主體たる場合はこのかぎりにあらず、たゞし耕地擴張改良事業資金中、普通耕地整理資金については勸業債券または農工債券の引き受けによる、この場合において日本勸業銀行または府縣農工銀行は右債券の發行により得たる資金をもつて直接事業主體に貸付くものとす

一、利率 預金部の府縣債および北海道地方債引受利率は年四分二厘（郵貯利率年四分二厘に引下げたる場合）とし府縣北海道地方債および町村は轉貸の場合利率を生ずることを得ざるものとす、たゞし耕地擴張改良事業中普通耕地整理資金に充當するもの以前の資金にたいしては政府は別に豫算を要求して年七厘の割合をもつて利子額の補給をなし、年三分五厘とする見込なり、預金部の勸業債券または農工債券引受率は、年四分二厘とし、日本勸業銀行または府縣農工銀行の貸付利率は年四分八厘以内とす

耕地擴張改良事業資金

- イ、小開墾二十九ヶ年以内（五ヶ年以内の据置期間を含む）
- ロ、水害復舊二十九ヶ年以内（五ヶ年以内の据置期間を含む）
- ハ、小設備の改良新設十八ヶ年以内（三ヶ年以内の据置期間を含む）
- ニ、暗渠用排水十八ヶ年以内（三ヶ年以内の据置を含む）
- ホ、小川排水改良事業十八ヶ年以内（三ヶ年以内の据置期間を含む）
- ヘ、普通耕地整理十八ヶ年以内（三ヶ年以内の据置期間を含む）
- 山林開發事業資金
- イ、林産物の運搬施設並に貯木場の建設二十五ヶ年以内（五ヶ年以内の据置期間を含む）

ロ、木炭倉庫の建設十三ヶ年以内（三ヶ年以内の据置期間を含む）

蘭桑改良事業資金

イ、荒廢桑園改良七ヶ年以内（二ヶ年以内の据置期間を含む）

水産諸施設資金

イ、漁業共同施設十二ヶ年以内（二ヶ年以内の据置期間を含む）

畜産諸施設資金

イ、牧野整備十一ヶ年以内（二ヶ年以内の据置期間を含む）

ロ、畜産共同施設七ヶ年以内（二ヶ年以内の据置期間を含む）但し家畜購入資金については五ヶ年以内（二ヶ年以内の据置期間を含む）

副業および農業

共同施設資金

イ、輸向副業施設の共同設備および機械十二ヶ年以内（二ヶ年以内の据置期間を含む）その他七ヶ年以内（二ヶ年以内の据置期間を含む）

ロ、内地向副業施設共同設備および機械十二ヶ年以内（二ヶ年以内の据置期間を含む）その他七ヶ年以内（二ヶ年以内の据置期間を含む）

ハ、農業共同施設十二ヶ年以内（二ヶ年以内の据置期間を含む）

右のべてきたとおりであるが、最近の新聞の報ずるところによると、この成績は、いたつてわるく、昭和五年末の全國道府縣會においてそれ／＼起債することを議決したが、この資金は政

府からの天下り式のもので地方の農漁山村としてはこの恩澤に浴することは結構なことではあるけれども、府縣としては、これを轉貸する相手の事業團體、殊にその償還能力の問題等について相當慎重なる調査をとげた上、内務省にたいして正式に起債認可の申請をせねばならず、萬一の場合該府縣がこの資金を負担せねばならぬ關係上手續上に種々の面倒あるらしく、本年一月九日までに内務省にたいして正式申請したるものは、左の十二府縣道である。なほ内務省はこれにたいして一應審議したる上、大藏省に回付するはずであるが、今日までに、この起債を認可したものは、一府縣もないのである。

北海道	三五三、〇〇〇圓	千葉縣	二、一三〇、〇〇〇
岩手縣	一、二七三、〇〇〇	福井縣	五六六、〇〇〇
宮城縣	一、九五一、〇〇〇	三重縣	一、四五〇、〇〇〇
福島縣	三、〇〇〇、〇〇〇	兵庫縣	一、五一一、〇〇〇
群馬縣	二、九二〇、〇〇〇	鹿兒島縣	一、二〇二、〇〇〇
茨城縣	一、一八七、〇〇〇	大分縣	八一九、〇〇〇

また昨年(去年)の一月十六日開催の預金部資金運用委員会において、失業救済事業 一千九百二十四萬圓

米穀應急対策資金 三千萬圓

中小商工業業者資金としてなほ五百萬圓

災害復興費 九百萬圓

その他、合計一億百萬圓の融資を決議してゐるが、臺灣銀行や朝鮮銀行等へは二分三分といふ低利で貸した預金部が、庶民大衆へは五分六分で貸付けてゐるのであるから、右の融通資金の効果も、どれ位であるかといふ事は、大體想像するに難くないのである。

公共團體の中小金融

公共團體の中小金融の中の代表的のものをあげてみると、つぎのとほりである。

一、大阪府の小額貸付損失補償 これは大阪府の輸出工業組合三十四をはじめ、わが國の經濟の中心であるといふ意味からして中小業者の救済は重大問題なりとして、昭和五年四月、大阪府當局は野村、鴻池、兩銀行と合議した結果、府が損失を補償するといふ契約の下にこの兩銀行および共同信託等から中小業者に小額資金を左の條件にもとづき貸出すこととなり、五月一日より實行してゐるのである。

- 一、貸出取扱ひ銀行 野村銀行、鴻池銀行および共同信託等、府知事の指定する銀行
- 二、貸出方法 輸出工業組合及び産業組合を通じて貸出す
- 三、貸出の目的 工業組合の場合には、製品の共同販賣、共同保管および原料購入の委託ありたるとき、産業組合の場合においては産業のための資金に對して貸出す
- 四、貸出金額 各組合員一人にたいする金額は二千圓以内、たゞし必要な場合には取扱ひ銀行と協議の上で除外例をみとめる
- 五、貸出期限 銀行が組合にたいする貸出の期限は一ケ年以内とし、組合の組合員に對する融通は、工業組合にありては三ヶ月、産業組合にありては六ヶ月以内（たゞし十ヶ月の特例をみとめる）
- 六、保證方法 連帶保證を原則とするが、取扱ひ銀行の任意とする
- 七、利率 大體年七分、これも取扱ひ銀行の任意とする
- 八、損失補償の程度および方法 融通上の責任はすべて經由組合にもさせるけれども、一ケ年後になつて回収不能となり、これによつて蒙る損失に對しては、府がその二割程度の補償をする（この補償の金額の限度は五十萬圓）

二、横濱市の小額金融 昭和三年以來、同市の商工課では、中小商工業者にたいし小額金融をなしてをり、市の社會課においては三十萬圓を基金として、一口五十圓以上百圓以内の生業資金貸出しを行つてゐる。その他昭和四年労働階級を組合員として設立された横濱庶民信用組合その他のものにもたいしても市社會課は資金を提供して、庶民階級の資金難除去につとめてゐるのである。

三、東京市の細民銀行 これは純然たるプロレタリアート、すなはち信用組合にも加入したくもその加入金もなく、質屋に行かんとしても質草もない階級のために、一旦事あるときに備へるため日常日掛け、月掛けの貯蓄心を養成し、事あつた場合には、その貯金もしくは出資に相當する金額をいつでも融通してやるために設立せんとしてゐるものであつて、市當局からは約十萬圓位の基本金を投じ、新設後三四年間におけるこの庶民銀行の資金貸付によつて、もし回収が不能となり欠損を生ずるやうになつたならば、この基金によつて補填していかうとするものであつて、近く實現されることとみられてゐる。

四、東京市の公設質屋増設 大正十三年震災後の試みとして京橋、深川、本所、淺草、下谷の五區に公設質屋を設置したのであるが、その後ぞくぞくと増設し、その數は十八となり、年額百八十萬圓に近い貸出しを行つてゐる。昭和四年の状況をみると、

營業質屋數	十二
總貸付金額	七十萬七千五百六十二圓
口數	十四萬五千二百八十二口

點	數	二十八萬六千七百五十二點
流質口數		一千二十八
流質點類		二千二百四十八
賣拂金		四千五百八十九圓

といふ割合でいゝ成績をあげてゐるのである。

五、東京市の中小商工金融 東京市の商工課では、没落の過程にある中小商工業者をまづ金融難より救はんとし、昭和四年十二月、産業組合中央金庫の援助によつて、市内の建築復興信用組合または商工信用組合を通じて、三百萬圓を限度として、期限は五ヶ年、利率は組合より組合員に對して約九分、償還方法は割賦償還で小額貸付を行つたが、またたくまに貸付け終へてしまつたので、昭和五年の春第二回の貸付として三百萬圓を貸出すこととなり、信用組合員および新たに組合に加入して組合株五株以上を拂ひこんだ者にたいし不動産、電話、有價證券等を擔保に、一人最高三千圓まで年九分の利子、三ヶ年期限で貸付けて、まづ金融難を緩和せんとしてゐるのである。

以上の外、東京府社會事業協會の小口貸金、東京日日新聞社の小額資金貸付、その他各府縣の公共團體 慈善團體等十二三社會事業團の小口資金貸付制度があるが、一般的には利用されてゐない。そのみでなく、これらはみな慈善的性質を帯びてゐるものであつて、眞實の相互的なブロータリアの金融機關ではないのである。

民間諸銀行の中小金融 この不景氣な時代、そして資本主義の發展に伴ひ、次第に發展する金融資本の制覇の下に、没落に瀕してゐる中小業者を救はんとする事、金融難を緩和するといふことは、三四の公共團體の慈善的貸付や、政府の二千萬圓や、七千萬圓の融資によつて緩和されることのできないことは、當然のことといはねばならない。ましてやその政府の融資も、徒らに回收難をさけた結果からして、條件の困難なるにおいておやである。このときにあつて民間の諸銀行の小額貸付こそは、旱天の一雨ともいふべきものであつて、庶民階級にとつて喜ばしきものといはねばならない。

- 一、日本勸業銀行の小口貸付 これは中小農業者にたいする貸付である。農業、漁業、林業、畜産業者その他中小業者の苦境をみて、この小口貸付をすることとなり、全国各地の支店に命じてこれが盡力をなすつゝある。
- 二、日本興業銀行の中小商工金融 この銀行の中小商工金融は、政府から低利資金一千二百萬

圓を借りうけて開始したもので、今のところもつともこの方面では好成績をあげてゐる。そしてあらたにこの方面専門の課を二つも設けて營業してをり、昨年は一億二千萬圓もの申込があつたといはれてゐる。本行の貸付利率は、平均七分五厘、不動産を擔保とし、これに對人信用を加味して行つてゐるが、過去六年間に回收不能から擔保物を處分したのはわづかに十二件であるといふ好成绩ぶりである。そしてますます今後も此の方面に努力する方針であるといふ。

三、日本晝夜銀行のサラリ、マン金融。サラリマン金融をはじめたのはこの銀行が日本においては最初である。昭和五年一月その貸付を開始したが、その方法手續はつぎのとほりである。

- イ、資格、この小口貸付をうけることのできる者は、滿二十五歳以上の既婚者で、東京市およびその近接町村所在地の官廳か、または相當な會社銀行につとめてゐる人で、しかも同社に二年以上勤續し、なほ今後もつとめることのできる見込のある人。
- ロ、保證人、二名の保證人を要する。そしてこの二名の方は、雇主か上役か、高給の同僚者、若しくは滿二十五歳以上の相當信用資力のある男子であることが必要である。そして相互保證は許されない。
- ハ、資金の用途、子女の教育費、保険料、公課金、定期乗車券、轉宅費用、結婚費、出産、醫藥治療費、死亡、返済金等または家庭經濟増進のためのものであることが必要とされてゐる。
- ニ、金額、五十圓以上一千圓まで。
- ホ、利息、年八分先拂、なほ二百圓までのものは手数料一圓を引かれる。

ヘ、期限、一ケ年以内

ト、辨濟方法、月賦返済、期日より月賦金がおくれた場合には日歩三錢の割で利息を取られる。
チ、その他、同行から金を借りた者は、保證人の變更、追加等を要求された場合には即時これを履行せねばならず、勤務先の退辭、重要家財の讓渡買入等は承諾を求め、借主及び保證人が勤務先乃至職業住所を變更せる場合は速報する義務がある。また必要の場合には生命保険に加入することも要求せられる。
リ、申込手續、先づ保證人の候補者三名を選定し、あらかじめ承諾を得た上、俸給證明書、申込書及び附屬書類をつけて差し出せばよいのである。

このサラリマン金融を開始した昭和五年四月より同年十一月末日までの貸出し成績はつぎのとほりであつて、金額は最初は、五百圓千圓であつたが、次第に小額となり、百圓、貳百圓のものも非常に多いといふ。(單位圓)

	口數	金額		口數	金額
教育費	三八	六、六二〇	出產費	五六	八、七九〇
保險料	一八	一、六六二	醫藥費	一五六	四三、二五七
税金賦金	五	三九〇	葬祭費	三五	六、九二〇
定期券	二〇	八六五	舊債返済	一七四	六二、九五三
轉宅敷金	二七	三、三二三	家計増進	一四	五、九〇〇
衣服費	四八	一一、三一八	計	五九一	一五二、九九七

四、日本晝夜銀行の中小商工金融　これは中小商工業者に対するもので、各種の仕入資金、運轉資金、營業改善費および前記各號に使用した舊債の償還等に使用する資金に限るとし、期限は一ケ年、利子は日歩金二錢七厘、一人につき二千圓以内、擔保のない者にたいしては一千圓以下としてゐる。昭和五年十一月末までの成績は、口數八十九、金額八萬三千三百圓、うち無擔保五十一口、三萬七千餘圓、有擔保三十八口、四萬六千二百圓である。

五、三井銀行の小額貸付　同銀行の貸付は主として三井系統の三井物産、東神倉庫、三井信託、三井生命、三井鑛山等の各關係社員にたいして試験的に行ふものであつて、昭和五年七月一日開始したのである。そしてもし成績がよければ、一般の俸給生活者はかりでなく、中小商工業者にも及ぼさんとしてゐるのである。今その貸付條件をあげれば、

金額	一人二千圓以下
利率	年六歩
期間	二ケ年以内
償還方法	年賦償還、年四期拂ひ、月賦拂ひの三種
擔保	不要
用途	結婚費、疾症醫藥費、災害、出産、葬祭費等に使用するものにかぎる

六、不動貯金銀行のサラリーマン金融　同行では日本晝夜銀行よりも早く昭和四年末にすでにサラリーマン金融を行はんとして大藏省に認可申請をしたことがあつたのだが、貯蓄銀行の故をもつて許可されずになつてしまつた。けれども同行には所謂コニク貯金なるものがある。これは三年間毎月々々貯金して行くものであつて、一ケ年以上貯金すれば、三ケ年目に受とれる金の全額まで、六ヶ月以上なれば、その半額まで借してくれるのである。これがニコク貸付で、この貸付の利子は年九分で、借りてからはその月から貯金の掛金に利息を副へて拂込めばいゝのである。同行の預金は、大正元年には八百餘萬圓であつたのが、大正十年には一億圓を突破し、昭和二年には二億をこえ、最近では四億圓をすら突破し、貸付金は約二億圓、借受人員八萬四千五百餘人、一人當り約二千百圓であるといふ。

七、昭和銀行の中小金融　昭和五年四月から醫師のための小額金融及び街燈建設資金の供給をはじめてゐる。醫師のためのものは、對人信用の無擔保貸で、同業醫師七人の連帶債務として一人當り三千圓まで貸し出してゐる。貸付期間は三ケ年、借り主はその翌月から月々一定額を昭和銀行へ預金し、期限到来と同時に元利金額を償還するといふのである。

また街頭建設資金貸付は、他の銀行でもやつてゐるものではあるが、街頭を建設する商店街に

店舗をもつてゐる商人の共同借入で、同町内の地主その他相當信用ある資産家二名の保証で貸し、保証に立つてゐる有志が、月々小額づゝ各借主から取り立て、分割償還する事になつてゐるものである。

しかしながら、これは銀行當局の奨励にもかゝはらず、昭和五年十二月の状況によると、申込も意外に少く、銀行當局がきかれてゐるほどの不成績であつたと。

八、住友銀行の中小金融 住友銀行は今まで第三種貸出の名の下に、不動産、電話等を擔保に、小額貸付をしてゐたが、成績がいゝので、それと同時に現下の金融難にかんがみ、この貸付を擴張して大規模に中小商工業者にたいする貸出しを行つてゐる。貸付の方法は借主の資産、信用、營業狀態等によるもので、必ずしも擔保を必要とするものではなく、貸出金額は、借主の所要金額と、その償還能力とによつてこれを定め、五千圓位までは貸出してゐる。金利も定まつてはゐない。

九、古河銀行の對人信用貸 古河銀行では昭和五年四月から、純然たる對人信用で、つぎのと

とき要領で、小口貸付を開始してゐる。

- 一、借入主の資格 同行の取引者である事。
- 二、貸付金額 無制限、大體は三四千圓迄。
- 三、貸付利子 借主の人格信用その他によつて適宜決定する。
- 四、貸付期限 これも借人の如何によつてきめる。
- 五、用途 徹底的に借主から説明を求め、舊償返還の固定貸であれば拒絶し、主として積極的な生産的資金であることを必要とする。

かうして古河銀行では對人信用で新天地を開拓する意氣どみであつたが、どうも借手が舊償返済その他の固定貸になるものが多いので思ふやうに行かず、昭和五年十二月末の成績はあまり良くないが、これは双方の希望が合はないのが第一の原因であると當局者は言つてゐる。

一〇、その他の銀行 まだ開始するまでには到つてゐないが、東京では三菱、安田等の大銀行も近頃この方面の金融の研究をすゝめてをり、大阪の山口銀行、三十四銀行も、ずつと以前から小額金融をなしてをり、この方面は、次第に開拓されるべき様相を呈してゐるのである。

信用組合の無盡および質屋の兼營

信用組合の中にも質屋を兼營するもの、無盡を兼營するものがあらはれて、いよく庶民金融機關としての本質を組合組織によつて顯現しようとしてゐるのは注目すべきことである。前者に

は、東京本所の中ノ郷質庫信用組合、横濱の横濱庶民信用組合、長野縣上田市の質庫信用組合、宮崎縣都城市の都城質庫信用組合があり、後者すなはち無盡を兼營して相當の成績をあげてゐるものに、和歌山市のそれがある。そしてこの後者のものは、近來ますます研究せられ、庶民階級にとつての一つの有利なる金融機關としての役割を果さうとしてゐるのである。

成績のよい公益質屋

大正元年宮崎縣の細田村に資本金五千圓で村營の質屋が出来たのが、日本の此の種の質屋のはじまりであつて、昭和二年七月十五日には勅令第二十三號をもつて公益質屋法を發布し、同年の八月十日からたちこれを實施して各府縣に向つてこれが設立を獎勵してゐるため、現在ではその數は二百あまりに及んでゐるのである。この質屋の特徴とするところは、金利の安いことおよびヲドリなど稱して利子を二重にも三重にもとつたりしないことであるが、取扱ひ人が役人風で不親切であるといふことである。また日本人の特性として質屋の利用を他人に知られたくない、とくに役人のやうな公益質屋の人々に質屋の利用を知られたくないといふ傾向があるので、この機關の發達が、どこまでいくか問題なのである。この質屋の貸付利子は月百分の一・二五

であつて、私營質屋の半分以下であり、ヲドリといふ二重の利子をとらないばかりか、入質してから受け質するまでの時日が、十五日以内のときは、利子を半月として計算するので、庶民階級にとつては一大福音ではあるが、しかし公益質屋はその經營者、理事者が公共團體および公吏であるために、商賣上きこちないことや貸付金額が一口十圓、一世帯五十圓以内と制限されてゐること、およびその公益質屋の數が少く、私營質屋が、一萬八千近くを算するのたいして、公益質屋數はわづかに五十で、一府縣あたり一箇といふ貧弱さであるために、庶民階級をして十分にこれを利用せしめることができない状態にあるのである。

營業無盡

従來古くから日本にあつた無盡講、頼母子講といふものを營業的にやつてゐるものであつて、大正十四年六月二十一日の法律第二十一號をもつて一つの獨立した營利事業とみとめられ、この法律によつて開業してゐる一種の無產者金融機關である。昭和三年十二月末現在の營業無盡の現況はつぎのとほりである。

會社本店數

二五八

日本の金融概観

二八一

資本金	三三、二八九、〇〇〇圓
拂込資本金	一四、五六九、一二九
積立金	四、八一四、七七六
無盡組數	四〇、九七九
無盡口數	一、四三七、七八八
給付契約高	九七〇、六一〇、二一一
掛金契約高	一、〇三五、一九九、一八七

會社別現況

種類	會社數	拂込資本金	一社平均 公稱資本金
株式會社	二二〇	一三、七八五、五〇四圓	一四六、二一六圓
合資會社	二〇	六〇五、一二五	四一、二七五
合名會社	二	五二、五〇〇	三五、〇〇〇
個人	一六	二二六、〇〇〇	一四、一二五
計	二五八	一四、五六九、一二九	一二九、〇二七

これらの無盡會社は勿論中産以下の者の金融のためにかなり役立つてゐるのである。他の機關においては、信用貸であれば短期資金に限られるか、長期物なれば必ず担保を要するかのいづれかに限定されてゐるのである。しかしこの無盡においては、信用貸、擔保貸の兩方法が開かれ

かつ金額の大きいほど長期決済の仕組みにされてゐるから、中小金融の機關としては比較的理想的に近いものといふことができるのである。しかしいろいろこれらの營業無盡には缺陷があるといふので、第五十九議會に改正法案が提出されたが、大體はつきのごときものである。

- 一、營業主體を株式會社に限定すること。
- 二、營業上の資金運用の範圍を擴張し、掛金者にたいする貸付にして既に掛込みたる金額を限度とする貸付はこれを無制限になし得ることとし、掛込金額を超過する貸付を契約給付金限度の貸付とし、その總額は拂込資本金および諸準備金の總額をこゆることを得ずとすること。
- 三、無盡業法第十八條の規定による無盡收支計算簿を廢止すると共に、同法第十九條を改正し、掛金者は無盡業者にたいし、その加入したる無盡をもつて當該無盡に關し、命令の定むる事項につき説明書の提出を求むるを得ること。

等を提出することゝなつてゐるが、第三項は、無盡加入者の利益を擁護する項ではないが、大體においていふと思ふのである。しかし他の金融機關は、資金の吸收機關にしかすぎないのである。けれども、この無盡においては兎もかくも加入者に給付するのであるから、この點、庶民金融機關の役割をなしてゐるものといへるのである。

相互救済無盡組合

日本の頼母子講または無盡講は、足利時代すなはち室町時代から起つたもので、今から四百年前にあつたのである。こゝではこまかい考證はぬきにして、これらの頼母子講といふものゝ起りのはじめは神社佛閣へ参拜するためにできたもので、すなはち伊勢講、金井講、富士講といふやうなものであつたが、のちには相互救済あるひは隣保保善のものと化したのである。すなはち農業講、積善講、共済講といふやうなものがこの種で、それが段々發達してつひには金融機關となつて今日の隆盛をなしたのであつて、徳川時代には、無盡は随分發達して終りにはとりのき無盡とかいふのもできて、ほとんど賭博、富籤に近いものができたのである。従つて大きな金額の無盡講ができて多数の講員に迷惑をかけた例が多く、これがために、徳川時代には、しばしばこれらの禁止をしたことが歴史にあらはれてゐるのである。今日もわれ／＼の頭の中に無盡頼母子講といへば、なんとなくいやな感じを起させるのも、これらの先入觀念となつて理解を得ないのだと思ふ。そしてこれらの特權はあるにしてもげんにこの無盡は、現在でも日本全國いたるところに絶大な勢力をもつてゐることを、どうすることもできないのである。日本全國各府縣を通じて

どこの町村にも二つや三つの無盡の行はれてゐないところはない、といつても差支へないのである。また神社佛閣にも必ず一つや二つの無盡講が行はれて、中には二萬圓、三萬圓といふ多額な無盡講が行はれてゐるのである。ある人の計算によれば、全國いづれの町村においてもいかに内輪にみつもつても三萬圓または五萬圓位の頼母子講が行はれてゐるといふことである。

いまかりに一村平均四萬圓としても十乃至五十人の講員がある。これを平均三十人としても一町村無盡契約高は百萬圓内外にある。これを全國一萬二千の町村に推算してみると百四十四億の巨額に達するのである。これらの無盡講を十ヶ年満了のものとしても、一ヶ年の契約高は十四億四千圓となる道理で、すなはち町村平均十二萬圓内外の金がこの無盡講において融通されてゐるといふ結論になるのである。この數字が正確か否かはこゝで明言できないが、とにかくにも、日本の現在において無盡講が質屋とよもに、地方庶民階級の金融機關の中樞をなしてゐるといふ事は誰しも否定することのできないのである。しからば、これらの無盡講は何故かくのごとく發達し、その弊害がありその取扱ひのやかましいのに、またその講員の蒙る損害の多いにかゝらず、尙ほかく發達してゐるかといふに、この組織は四百年間日本國民の生活と同一化してゐるとその組織が比較的完全なことだとおもふのである。これに反して信用組合の發達しないのは、日本の國

情を考へず日本の國民性を無視し、しかして自發的に相互に社會的に發達すべきであるのに、上から強制的に發達せしめようとしたことにあるのである。また組織が組合長理事の專斷になりやすく、資金が社會相互の金融機關にならないからで無盡においては會期滿了までには必ず一時は自分の貯金以上の金融ができるが、これに反して信用組合においては理事者や役員の專斷によつて資金を融通できる人もあれば、何年加入しても全然資金の融通をうけることができない人もあつたことがあるのである。これらの原因がすなはち何等の助長政策のない日本の無盡が發達し、信用組合が政府の保護あつきにもかゝはらず進歩の遅々たる原因であらうとおもふ。であるから將來この相互無盡に信用組合同様の保護をあたへ、一方取締法規を完成して、その不足を取りしまるならばおそらく無産者の金融機關として一大發展をとげるであらうと思ふのである。

利子の高い質屋

庶民金融機關として古くからあるものであつて、營業收益税を收めてゐるものだけでも約一萬八千人あるのである。此の運轉資金が、約一億六千萬圓で、質屋は一枚の着物でも一本の古帯でも質草にとつて金融してくれるので、擔保の少い庶民階級としては、便利なものといふことがで

きるのである。しかし質屋は、質草の時價の三割乃至五割の金しか貸してくれず、その利子も表面質屋取締規則によつて貸金二十五錢以下は一月一錢、一圓以下は百分の四、五圓以下は一月百分の三、十圓以下は一月百分の二半と制限されてゐるが、震災後資金の枯渇を理由として現在でも尙ほ十圓に對して一月三十錢から三十五錢、甚しいものになると四十錢もとつてゐるものすらもあるのである。そればかりか質屋は、前述の三割六歩の利子を徴収するほかに、入質者が質物を交換したり、抜き出したり、または出し入れしたりするたびに「アドリ」と稱して二重の利子を取り契約の日からわづか二三日質出しがおくれても、またわづか一日二日の貸付にも必ず一ヶ月の利子をとるといふ習慣になつてゐるのである。しかし割合に便利であるところから利用するものが多いのである。

慘酷な高利貸

日本における金貸業者は、約五萬人もあるといふ。この中營業收益税ををさめてゐる人だけでも四萬三千人あるのである。そしてこの運轉資金が、約五億七八萬圓であつて、これによつてもいかに庶民階級が金貸業者を利用してゐる事の多いかといふことが知られるのである。

大蔵省の調査したところによると、金貸業者の取得する貸付利子が、普通百圓について一日に三十七錢といふ高利であり、中には百圓について一日に二圓といふ驚くべき高利をさへ貪つてゐるものもあるのである。しかもこの金貸業者は、金の貸付に際してその貸付豫約期間の利子を貸すべき金額の中から天引きしてゐるのである。だから借りる者の手取金といふものは非常に少く、金貸業者間の普通の利子、すなはち百圓について一日三十七錢の利子で一月百圓借りると、その中から一ヶ月の利子十圓四十七錢を差引いた八十九圓五十三錢しか手にはいらず一ヶ月目には百圓をそのまま返さねばならないのである。もし半年借りるとすると百圓から半年分の利子六十七圓三十四錢を差引かれて残りの三十二圓六十六錢しか手にはいらず、しかも半年後には百圓をそのまま拂はねばならないのである。

東京府下における細民金融を行ふ高利貸は一體いくら位あるのかといふと警視廳の調査によるとすべて五百七十七人、これらの人による貸附金額は、一千三百五萬五千五百五十八圓で、貸附口数は二萬五千八百九十七口にのぼり平均一口五百五圓にあつてゐるのである。これらの中には一口一萬圓以上もある。小口では五十圓位のものもあるのである。これらの高利貸のうち、特に細民の多い東京の三河島、日暮里、三の輪その他諸所方々の細民街では、細民の膏血をしぼり、吸

血漢ともいふべき高利貸があるのである。これらのものゝ貸付方法は、「日ナシ」「日歩」「からす」の三方法によるのである。これらの貸付方法は大体同じであるからまづその一つ「日ナシ」の貸付方法をみよう。

「日ナシ」と稱する貸付方法は、貸金を日々に取り立てるのであつて、その借り手は言ふまでもなくその日ぐらしの貧乏人である。そして此の貸付は大抵一錢から十圓までくらゐのものである。借り手も、日傭人夫、労働者、職工等が多いのである。そしてこれを借りるときには、二判又は三判すなはち二人または三人の連帯保証人がいるのである。もし今ある職工が、これらのうちで十圓の拜借を承諾してもらつたとしよう。すると證書面では、その拾圓が、十圓四十錢となつてゐる。もちろん三判であり、證書面から二圓十錢を差しひいた八圓三十錢也が、借り手にわたるのである。そして、毎日／＼そのつぎの日から借り手は八日間十三錢づゝ返して行かなければならないのである。これによつてみると、この高利貸は、八圓三十錢を貸して八日間に二圓十錢すなはち一ヶ年に十割近い儲けを得てゐるのである。しかし貸付けた翌日から十三錢づゝ取りたてるのであるから、複利で計算すると十八割にも當つてゐるのである。しかしてもしこれらのものを借りた人が、六十日位かけとほして来て、もうあとわづかといふ所へ来て金が是非入用に

情を考へず日本の國民性を無視し、しかして自發的に相互に社會的に發達すべきであるのに、上から強制的に發達せしめようとしたことにあるのである。また組織が組合長理事の專斷になりやすく、資金が社會相互の金融機關にならないからで無盡においては會期満了までには必らず一時は自分の貯金以上の金融ができるが、これに反して信用組合においては理事者や役員の專斷によつて資金を融通できる人もあれば、何年加入しても全然資金の融通をうけることができない人もあつたことがあるのである。これらの原因がすなはち何等の助長政策のない日本の無盡が發達し、信用組合が政府の保護あつきにもかゝはらず進歩の遅々たる原因であらうとおもふ。であるから將來この相互無盡に信用組合同様の保護をあたへ、一方取締法規を完成して、その不足を取りしめるならばおそらく無産者の金融機關として一大發展をとげるであらうと思ふのである。

利子の高い質屋

庶民金融機關として古くからあるものであつて、營業收益税を收めてゐるものだけでも約一萬八千人あるのである。此の運轉資金が、約一億六千萬圓で、質屋は一枚の着物でも一本の古帯でも質草にとつて金融してくれるので、擔保の少い庶民階級としては、便利なものといふことがで

きるのである。しかし質屋は、質草の時價の三割乃至五割の金しか貸してくれず、その利子も表面質屋取締規則によつて貸金二十五錢以下は一ヶ月一錢、一圓以下は百分の四、五圓以下は一ヶ月百分の三、十圓以下は一ヶ月百分の二半と制限されてゐるが、震災後資金の枯渴を理由として現在でも尙ほ十圓に對して一ヶ月三十錢から三十五錢、甚しいものになると四十錢もとつてゐるものすらもあるのである。そればかりか質屋は、前述の三割六歩の利子を徴収するほかに、入質者が質物を交換したり、抜き出したり、または出し入れたりするたびに「ヲドリ」と稱して二重の利子を取り契約の日からわづか二三日質出しがおくれても、またわづか一日二日の貸付にも必らず一ヶ月の利子をとるといふ習慣になつてゐるのである。しかし割合に便利であるところから利用するものが多いのである。

慘酷な高利貸

日本における金貸業者は、約五萬人もあるといふ。この中營業收益税をさめてゐる人だけでも四萬三千人あるのである。そしてこの運轉資金が、約五億七八萬圓であつて、これによつてもいかに庶民階級が金貸業者を利用してゐる事の多いかといふことが知られるのである。

大蔵省の調査したところによると、金貨業者の取得する貸付利子が、普通百圓について一日に三十七錢といふ高利であり、中には百圓について一日に二圓といふ驚くべき高利をさへ貪つてゐるものもあるのである。しかもこの金貨業者は、金の貸付に際してその貸付豫約期間の利子を貸すべき金額の中から天引きしてゐるのである。だから借りる者の手取金といふものは非常に少く、金貨業者間の普通の利子、すなはち百圓について一日三十七錢の利子で一ヶ月百圓借りると、その中から一ヶ月の利子十圓四十七錢を差引いた八十九圓五十三錢しか手にはいらず一ヶ月目には百圓をそのまま返さねばならないのである。もし半年借りるとすると百圓から半年分の利子六十七圓三十四錢を差引かれて残りの三十二圓六十六錢しか手にはいらず、しかも半年後には百圓をそのまま拂はねばならないのである。

東京府下における細民金融を行ふ高利貸は一體いくら位あるのかといふと警視廳の調査によるとすべて五百七十七人、これらの人による貸附金額は、一千三百五萬五千五百五十八圓で、貸附口数は二萬五千八百九十七口にのぼり平均一口五百五圓にあつてゐるのである。これらの中には一口一萬圓以上もある。小口では五十圓位のものもあるのである。これらの高利貸のうち、特に細民の多い東京の三河島、日暮里、三の輪その他諸所方々の細民街では、細民の膏血をしぼり、吸

血漢ともいふべき高利貸があるのである。これらのものゝ貸付方法は、「日ナシ」「日歩」「からす」の三方法によるのである。これらの貸付方法は大体同じであるからまづその一つ「日ナシ」の貸付方法をみよう。

「日ナシ」と稱する貸付方法は、貸金を日々に取り立てるのであつて、その借り手は言ふまでもなくその日ぐらしの貧乏人である。そして此の貸付は大抵一錢から十圓までくらゐのものである。借り手も、日傭人夫、労働者、職工等が多いのである。そしてこれを借りるときには、二判又は三判すなはち二人または三人の連帯保証人がいるのである。もし今ある職工が、これらのうちで十圓の拜借を承諾してもらつたとしよう。すると證書面では、その拾圓が、十圓四十錢となつてゐる。もちろん三判であり、證書面から二圓十錢を差しひいた八圓三十錢也が、借り手にわたるのである。そして、毎日／＼そのつぎの日から借り手は八十日間十三錢づゝ返して行かなければならないのである。これによつてみると、この高利貸は、八圓三十錢を貸して八十日間に二圓十錢すなはち一ヶ年に十割近い儲けを得てゐるのである。しかし貸付けた翌日から十三錢づゝ取りたてるのであるから、複利で計算すると十八割にも當つてゐるのである。しかしてもしこれらのものを借りた人が、六十日位かけとほして來て、もうあとわづかといふ所へ來て金が是非入用に

なつたとする、さうするとまた、泣きついて十圓四十錢の證書に書き改めてもらひ、未済の二十日分二圓六十錢を更改により手取金の中から差し引かれて、五圓七十錢を受取つてをり乍ら、翌日からまた十五錢づゝ八十日間返済して行かねばならないのである。だから、もしかうして一度此の種の金を借りると、いつになつても關係が絶える事もなく、その鬼のやうな高利貸に膏血をしぼられどほすわけなのである。

二 將來の日本の金融機構

あるところに金がありあまつて、必要のところに金のないといふことは、現在世界各國における金融機關の悩みである。中央の四五の銀行に澤山の金があり、確實な投資口が見つからず、また有利な事業計畫をもち働らく意志がありながら金のないために、働らくことのできない人々、この二群の對立をそのままにしておくことは國家政策からも民衆の幸福からしても悲しむべき不幸である。この二つを結びつけ、兩群を生かしむることは將來の金融機關になげかけられた希望でなければならぬ。

現在の世界の金融機關は、この二群の對立になやみ、現在金融制度の缺點、貨幣制度の缺點によるデフレーション、インフレーション、すなはち貨幣價値の騰落による一般國民の不幸これを除去せんとして各國の政治家、經濟學者、金融業者等は、なやんでゐるのである。日本においてもまたこれと同じことである。だが、その根本的の改造方法は、第二編の轉換期の金融理論のところでのべておいたから省くが、爲政者、經濟學者、金融業者は、そのいづれをとつてすゝむかはこれによつて決せられたい。こゝではたと當來する日本の當面せんとする金融機關すなはち一般庶民層を對象とするものとして、いかなるものが必要であり、効果あるかといふ事についてのべてみようとおもふ。

中央銀行制度の改革

歐洲戦後諸外國においても中央銀行制度の改革が問題となつてゐる。日本においてもこれと同じやうに現在において中央銀行の制度はとくに兌換券發行方法その他金利政策による市場の統制を今少しく一般民衆に利益あるやう改革せんとする意見が朝野にかまびすしい。英國の如きは中央銀行の國有論さへ唱へられてゐる有様である。

銀行法の改正

現行の銀行法を改正して土地、建物等不動産を證券化し、これが換金性をもたしめることも日本の金融制度上必要であるし、また貯蓄銀行法を改正して、従来のそれをして資金吸收機關として資本家の用ばかりに供さないで、その零細資金を預金表に還元して無擔保、月賦返還の貸付をみとめ、また貯蓄銀行をして國債地方債等を月賦販賣せしめ、もつて一般庶民階級の利用をひろくすることも一つの方法である。これらの改正はすでに第五十九議會に提示されてゐるから、おそらくちかく實現の運びになることとおもふ。

このほか、銀行法を改正して、預金者の保護をなし、もつて最近頻發する金融恐慌に際し、預金者保護につとめるやうにすることも改正法の一つの要點である。

公設貯蓄銀行の設立

従來の株式會社組織の貯蓄銀行が、過般の財界恐慌で猛烈な取付にあひ、破産のやむなきにいたるものが續出して、これらの貯蓄銀行はいづれもその親銀行である普通銀行の、大衆の預金

吸收機關であることが暴露されたので、大阪市および京都市などでは、數年來市營貯蓄銀行經營の議が問題となつてゐるのである。この公設貯蓄銀行は、パーミッシングその他の有力な土地におゝて、その他獨逸の各都市においてすでに設立されて相當の成績をあげてゐるのである。

中小農商工金融制度の改善

現在における日本の中小業者は、その資金難とともに、上は各種公設市場、百貨店の壓迫、下は消費組合および失業群の中小商工業への移入、中商工業者の過剰による競争、これらから日本の中小商工業者は今や没落の過程をたどつてゐる。また農村においても小地主は、小作料の不拂、公租賦課金の過大、副業収入の漸減、地價の激落等によつて漸次没落の過程をたどつてゐる。政府はすみやかにこれが救済の方法を講ずるため、中小農商工業者の金融制度を確立するとともに、農會法の改正、小作組合法の改正、商業組合法の新設、同業組合法の改正、工業組合法の設定等を斷行して、これら没落過程にある中間階級の保護につとむべきであらうとおもふ。

信用組合の無産階級化

前にも述べたやうに現在の日本の産業組合法は、地方長官の認可主義で、全然無産者的な信用組合は設立しない。協調的な産業組合でなければ認可しない。ところがこの協調的な産業組合は、全部地方の仕事を、小利権屋、地方ブルジョアの手下の小才子、既成政黨の手下、ブルジョア氣質の地方のエセ慈善家の喰物になつてを、決して大衆無産者のためになつてゐない。その證據には折角血と汗とではたらいだ信用組合へ貯金した金が、一億七千二百萬圓は、資本家の利用にまかせるために、銀行預金となり、さらに一億千五百萬圓は有價證券となつて、これまた小數資本家の利用する金となつて、都合二億八千七百萬圓は全國の無産大衆から産業組合を通じて金をあつめて小數資本家の利用に一任してゐるのである。一體これではなんのために産業組合へ金をあづけたのかわからない。私は是非とも日本の信用組合の無産階級化を主張したい。

共済組合法の制定

職工の共済組合法のできてゐるものは鐵道省、海軍工廠、その他大都市電氣局従業員および民間有力會社の六七十である。もつともこのうちでも完全な形體をなしてゐるものと不完全なものとのところがあるのである。しかしいづれにしても、この共済組合法の制定がないために、職工の賃銀

の一部を醸出して、出來上つてゐる共済部の資金が、なんら職工の監督の下になくて、また資金の運用に参加する権利をもつてゐないところもある。これがため種々なる問題を惹起して職工の損害を蒙らしめてゐることがよくない。例を示せば、先年の川崎造船所の大破綻のとき、その幾千もの職工の醸出したこれらの共済組合の金は、工場の閉鎖と同時に、一厘も拂ひ出されずに、十ヶ年据置き、その後は年賦償還といふ書付となつてしまつたのである。また上毛モスの破綻の際にもこれと同じやうなことが出來た。すなはち共済組合法のないためこれらの共済組合の金を醸出した職工たちは、その自己の資金にたいしなんらの監事權なく、その運用にたいする發言權のないためこの零細資金である共済組合の資金は徒らに會社資本の一部となつて資本家を利し會社破綻のばあひは、職工の被害となることか決して少くない。また、最近東京市電の共済組合の金が、六萬餘圓も事務員のために消費されたる事實のごとき、また先年の鐵道省の共済組合の騒動のごとき、未だ我が國において共済組合法の設定されてゐないために生ずることからである。

無盡組合法の制定

無盡すなはち頼母子講は、鎌倉朝以來日本に行はれて、日本人に一番よく熟知されてゐる庶民階級の相互金融機關である。いづれも日本人にわかりにくいむづかしい産業組合を直譯輸入して有り難がる必要もないのであつて、この無盡の微妙な組織は、日本人に適しない不完全な信用組合等に優ると數等である。ところが、日本の役人や一般民衆は外國からきたものだと、とかくありがたがるくせがあるが、なにも産業組合をありがたがらなくても、日本の無産者金融は、徹底的にやれば無盡だけでも澤山である。たゞ從來のやうにこの無盡の缺點ばかりかぞへあげてゐたのではしかたがないから、單行法を發布して、相互無盡の缺點を補ひその不正を充分取りしまり、一方産業組合と同様な補助政策や助長政策をとれば、充分有用なはたらきができるとおもふ。一つ政府でもこの方針で、拙案「無盡組合法案」のごときものを、相互組織の無盡の取締監督と同時に助長政策としても、とつてほしいとおもふ。たゞし營利主義の營利無盡はこれらとちがつた取扱ひをうけるべきであることは勿論である。

その他の新施設

そのほかに、獨逸の社會保險制度や、英國の失業救済法の發布、また米國および獨逸のやうに

労働銀行の新設許可およびフランスの労働農民銀行のやうなものでも新設すべきである。

なほ、このほかにも、わが國の國情や、労働者農民の生活状態、性行等を比較考査して日本の農民労働者に適して、それらの人が、充分利用できるやうな無産者中心の金融機關の諸設備をなすべきであらうとおもふ。

三 無産階級金融の四大原則

日本の無産者金融機關は、前にのべたやうに非常に不完全なものである。ところが、歐米各國の無産者金融機關は、すでにのべたやうに完備してゐるのである。しからば、今後の日本の無産者金融は、一たいどう改造すべきであらうか。私は左に今後の金融機關に必要な四つの原則をあげておかうとおもふ。おそらくは、今後の無産者の金融機關は、この四大原則に準據しなければならぬとおもふ。

- 一、小株主の保護
- 二、預金者の保護
- 三、組合組織の金融

四、新しい貸付標準

(一)小株主の保護

これは銀行に限つたのではなく一般の株式会社に適用されるべきものである。一體日本の会社法は、持株の數でその會社を左右することが出来るやうになつてゐる。すなはち過半數の持株者へあれば、どんな人間でもその會社や銀行を左右出来るのである。もちろん小株主のために小株主權の行使をみとめて、これらの害悪を防ぐやうにしてあるが、それは法律の條文の上だけのことで、實際につかはれたことがない。またその權利の行使が出来るにしても、一方は過半數の株をもつて現に會社を經營してゐるのであるし、一方は、小數株主で會社の經營に携つてゐないから、この權利を行使する材料をにぎることができないのである。故に、小數株主權の行使は、法律上みとめてゐても實際の上、不可能である。また株式會社は誰れでも株をもつて無産者も企業に参加できるなどと、よく學者の株式會社論に書いてあるが、會社を創設するときは、會社銀行を設立する三四人か五六人の人が、大抵過半數の株をもつてその會社銀行の營業權をにぎつて他の小株主は資金の不足を出す役目のみをせおはされる。なんとすれば、これらの大株主は、會社の樞機に參してゐるから値のいゝ新株は自分たちがまづ儲けるし、會社の株が下る場合は一番

さきに賣つてにげるし、株が上るとみたら一般の人に先んじて買つておいて金を儲ける。またその銀行會社に必要な諸材料は、自分達の關係してゐる會社から納入させて儲けるといふ風にやつてゐる。こんなことでは一般小株主は、いつまでも大株主の經濟的犠牲になつてゐなければならぬ。これが私が商法の改正をさげば株式會社の小株主の保護を提唱する理由である。

(二)預金者の保護

また現在の銀行法では、預金者は少しも保護されてゐない。例をいふと銀行の株主は、一株五十圓出資の株主でもたとひ形式的にもせよ株主總會に出席して自分の意見をのべその銀行の營業方針に参加できるが、これに反して預金者の方は、たとひ百萬圓を預金してゐても、その銀行の總會に出席したり、また營業方針に参加することはできない。株主の方は半期々々に配當があるから少し古く持つてをれば、持株にたいする拂込金等は、とりかへすことができるから恐慌があつて銀行が破産しても損はない。ところがこれに反して預金者の方はぜんぶ損である。だが日本の銀行法では何故この預金者を保護しないのか、この恐慌の場合大きい預金者の方は、大抵その銀行の株主が、特殊な關係であるから、その銀行がよくないといふことになれば、その秘密はすぐそれらの人の耳にはひるからすぐ預金を引出して他の銀行へ持つて行くといふことになる

のであるが、こゝでも助からないのは、多数の小額預金者で、これらの便宜がないから血と汗とで折角ためた預金が元も子もなくなり、そのあとで銀行の門口へおしかけても政府も警察も知らぬ顔をしてゐるのである。これでは一生懸命に働いてなんのために貯金したのか、一寸わからなくなるであらう。私はこの點から日本の銀行法を改正して預金者の代表にも營業に参加する權利をみとめさせたいとおもふ。今後の金融機關には、とくにこの預金者の保護の制度を確立したいとおもふ。歐米先進國においては、いづれもこの預金者の保護制度に關して立派な法律ができてゐるが、日本においてのみまだこの預金者保護制度ができず、銀行恐慌のばあひいつも多数の預金者が悲惨な被害を蒙ることは見るに堪へぬことである。今左にすこし英米兩國の預金者保護制度の概要をのべておかう。

英米獨佛の銀行並に會社の營業組織およびこれに關する取締法規は、英米においては、公私の嚴重なる立法あるひは制度を發見せるも、獨佛においては別段特殊の制度法令を發見しない。しかしこれら四ヶ國の法規を通じてみとめたる我が國との相違は、銀行會社の責任者たる取締役等の義務履行に關し、いづれも詳細な特別命令または法規によつて嚴重な取締をしてゐることである。しかしこれら各國の法制および組織をみるに、

(イ) 銀行および會社の財政を紊亂するにいたるべき原因がおこらぬやうにする制度、および組織

(ロ) 財界動搖にあつて預金者および投資家等の保護救済に關するもの

この二つの異つた點からの立法があるのである。

英國の制度、銀行業者にたいする法制としては、一八四四年の改正條令をはじめ、六十餘種におよぶ取締法令がある。中でも一八九三年の會社法は、精細なる法規なりとの定評がある。このほか無数の銀行に關する判決法令集をみると、英國司法官が銀行會社の取締役の任にある者について、嚴肅なる行爲を要求し、背任行爲にたいしてはことさらに嚴重な處罰を行ふことをしめし、立法府たる議會も、銀行會社のごとき公衆の預託金をもつて營業する團體の取締役は、従業員とは分離してその責任を重大視した法律を制定してゐる。また銀行業者もその責の重大なるを認識して自助的制度および組織をもつて自身の名譽を併せて預金者および株主の利益を支持してゐる。その一は秘密積立金(シークレット・レザヴ)あるひは内部積立金(アンデスクロースド・レザヴ)であつて、不況時利益減少のをり、または不時の損失のばあひの補填に資してゐるから、未曾有の財界不況に際會しても、各銀行通じて一割八分程度の配當すら爲してをり、預金者には

かり迷惑をおよぼして冷然たる日本の銀行家とは雲泥の差である。その二は「財界安定の風見車」とまでいはれるコール運用方法である。かつて臺灣銀行に貸出した三十日にわたる無擔保割引貸の如き貸出はせず、回収期限を一晝夜もしくは三日に限定してゐる。勿論有擔保である。だからもし財界の動亂がおきた際にも手形の再割引等はせず、たゞちにコールの新規貸出を停止し、コールを回収して預金支拂準備金とする。だから戦時のやうな特殊のばあひのほかは、預金者の取付は、コール回収によつて容易に應ずることができるのである。その三は、各銀行は、その責任者たる取締役就任の條件としての取締役持株数を法定数からはるかに多数にきめてゐる。また各銀行は、取締役會以外に元取締からなる相談役會をもつてゐる。その四は、支配人以下一般従業員にたいする過失、不正行爲、損失保證の保險制度であつて、各大銀行は、みづから保險制度を設定し、小銀行にして残存せるものは、舊來の協同保險(パウアキス・ガランチイ・トラスト・一八六五)によつて行員の保險を強制し、餘力をもつて寡婦および孤兒等の救濟保險もやつてゐるのである。その五は、株主投票權の制度と銀行の方針および基礎を確得する方法で、投票權は小數株の株主にたいしていちじるしく有利に、多數株の株主にたいしては不利な制度を設け、株式譲渡の方法を嚴重にして投機業者が、銀行株を買占めて銀行を惑亂することのできないやうにしてゐるのである。

上述のやうに英國においては、法律や規則以上に自動的取締制度があるから、過去の小銀行併立時代は別として今日の大銀行組織の下においては、日本および米國のやうな財界の破綻、紊亂等のみられない。しかし大藏省等がこの例をもつてたゞちに我國にも大銀行制度を嚮導するが、我が國のやうな小商工業組織の國においては、結局中小商工業者滅亡の過程をはやめることになるのであるから、充分の研究餘地が、あるとおもはれる。要するに、英國財界の安定は、

- (イ) 金融業者にたいする法律および裁判上の嚴重なる取締
- (ロ) 金融業者の預金の運用は、これを堅實に短期回収を旨とするものに限る、ほとんど精算銀行とも稱すべき觀があつて、獨米のごとき長期にわたり、やゝともすると固定の性質をおびる放資をしないこと
- (ハ) 金融業者の堅實なる營業方針による利益の平均と、信用を嚴守し、いやしくも放漫な貸出しをしないこと

(ニ) 銀行取締が、單なる人形たることなく、いづれも老功練達の士にして中央地方に活動し、英國の銀行取締役は、汽車の中で日をくらすといふやな活動すること

(ホ) 銀行家自身の責任感等に歸することが出来る。

米國の制度および組織、米國の制度を調査してたゞちにみとめることのできるものは、銀行業者の營業成績および方法に關する聯邦政府、州政府、あるひは手形交換所の検査制度の存在することであつて、米國銀行はいかなるものなるをとはず、すべて政府もしくは手形交換所の検査をうけることを要し、預金者および一般大衆は、これらの公平な検査報告によつて各銀行の財政狀況を知りもつて預金の安全を期するのである。この検査制度は、預金者および株主の利益を擁護し獲得するものであつて、その上に政府の通貨監督官がをつて監督し、この命をきかないで、破綻するにいたつたときは、株主および預金者にたいし、損害賠償の責を負担しなければならぬ。また聯邦準備法令のごときは、組合銀行取締役の義務に關する嚴重な規定を設け、また國立銀行法ならびに各州銀行法令等も、取締役の就任に際して義務履行の宣誓をさせ、これを通貨監督官に提出し規定に反するときは、五千弗以下の罰金、または五ヶ年以内の懲役公民權の剝奪等が設けられてゐるのである。

つぎに銀行が破綻したときには、救済の制度は、他のいづれよりも異つてゐる。

その一は、米國手形交換所が、救済に出る制度で、この方法こそ銀行家が自助的方法によつて整理救済にあたる注目すべきものである。この方法は、窮境におちつゝある銀行にたいして交換所が、たやすく賣買のできる手形交換所證券を抵當にとつてする救済の方法である。第二の方法は、交換所委員會がその整理にあたり、不良な状態に陥れた取締役および責任者を永久に交換所々在地の實業界から引退することを條件として整理にのぞむのである。なほこの他、オクラホマ、カンサス、テキサス、ワシントン等に行はれてゐる純然たる預金者保護制度がある。これは銀行預金支拂保證保險の強制もしくは、任意組合制度である。その方法は、州政府の銀行局が、州の法律をもつて強制的にすべての銀行をこの組合に加盟せしめ、預金高に比例して定期あるひは臨時に醜金せしめ、これを預金支拂準備基金として政府が監督し、銀行が破綻を生じた場合、これを預金者に支拂ふのである。米國においては年々多數の銀行が破綻するにもかゝらず、大衆ならびに政府が平然としてゐるのは、けだしこの制度があるからなのである。

これを要するに英米二國の政府が、銀行業に關し國法をもつて嚴重なる取締をおこなつてゐるのは、大同小異であるけれども、英國において財界に危険少からしむるところの要素は、銀行家の堅實なる營業方針と、銀行人の良いためであり、米國をして容易に財界の恐慌をきりぬけさ

せるものは、主として制度の力なりとみることが出来る。わが國の銀行業にいたつては、いづれの點からしても、米英兩國にとほくおよばず、過般の財界の動亂に省み、銀行取締制度を改革して再度の轍をふまないやうにしなければならぬのである。

(三) 組合組織の金融

前にのべたやうに、從來の金融機關において、預金者が銀行の恐慌がある毎に、いつも多大の被害をかうむることは、一つには第二にのべたやうに法律上において預金者の保護制度を確保すると同時に、また一方においては從來の金融機關の組織の不完全な事を根本的に改造して、この預金者被害を全然なくするやう今後の金融機關——とくに無産者金融機關の組織を改造する必要があるのである。すなはちこれを具體的にいへば、預金者すなはち銀行利用者すなはち株主とすることである。換言すれば、その銀行の株主と、預金者と、銀行資金の借手とを同一人とした組合組織の金融機關とすることである。例をもつて云うてみるならば、信用組合も無盡も、労働銀行もみな組合金融である。そのほかアメリカの建築金融組合も日本の大連でやつてゐる滿鐵の輸入組合も、朝鮮の金融組合も、みなこの組合組織の金融機關である。今後の無産者金融機關は、かならずこの組合組織の金融でなければならぬとおもふのである。なんとすれば、この組

合組織の金融機關には、金融恐慌のばあひにおいても、とりつけがなく、したがつて預金の被害が全然ないからである。

(四) 新しい貸付標準、すなはち資金貸付のばあひ、利益のみを目的とせず、その貸付の資金が社會民衆のために利用される資金となるのかどうかを調査して貸しつけることである。現在の金融機關では金利さへとれば、どんなところでも金を貸してゐる。すなはちその貸した金が、ドラ息子の藝者買ひの金にならうと、または隠居のお妾をおく金であらうと、また大多數のプロレタリアートをみじめな環境にまで追ひこめるための資金にならうと、相場師の投機の資本金にならうと一向おかまひなく金利さへとれば、金を貸してゐるのである。これでは資金を貸した人にむかつて、間接に悪事をすゝめるとおなじことにもなるのであるから、今後の金融機關ではこんな金を貸してはならないのである。すなはちその資金を社會民衆のためにするためのものであるかどうかといふ事を第一の標準として資金の可否を決定し、金利のことは第二位におくべきであるとおもふのである。

すなはち One for all and all for one 共存共榮のためのものでなければならぬのである。フランスの格言には、うまく叙上のことをいつてゐるのがある。

N. Portez pas de l'eau a un moulin, dont le meunier n'est pas notre ami.

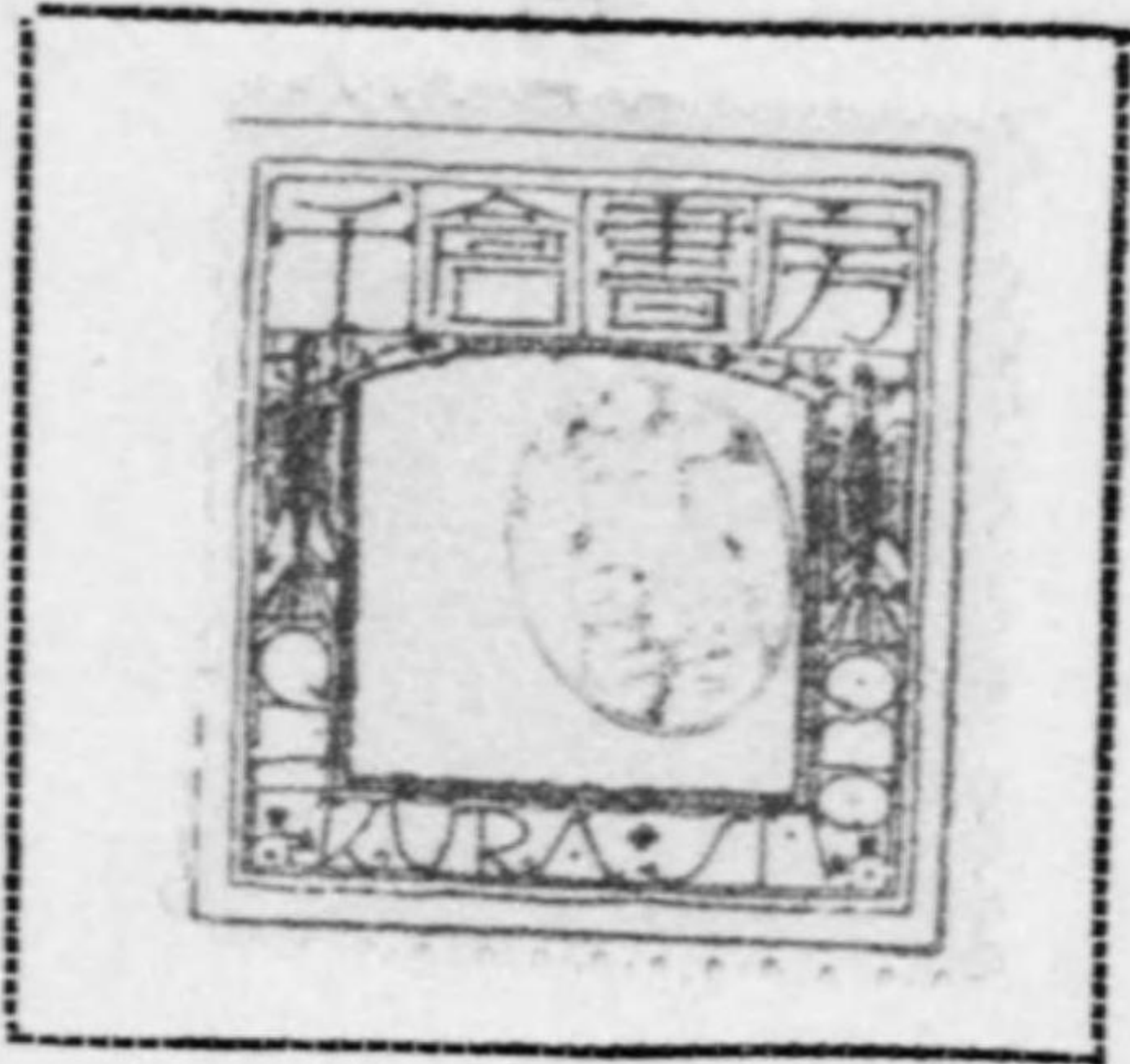
「粉挽ぎ業者でない者や我々の仲間でないものゝ水車へ、われ々の大切な水を送つてはならぬ」

— 終 —

發行所 東京・京橋
第一相互館

千倉書房

電話(56)
東京橋九五一
振替東京七五八八
八六七一



昭和六年三月五日印刷
昭和六年三月十日發行

「金融の常識」奥付
定價一圓五十錢

著者 井 關 孝 雄
發行者 千 倉 豐
印刷者 山 縣 精 一
東京市神田區今川小路一ノ一

山縣製本印刷株式會社印刷

(1) 録目書圖書倉千

著者	書名	定價及送料	著者	書名	定價及送料
高田保馬著	價格と獨占	價二・三〇 送料・二〇	東京學藝課編	常識百話(五版)	價一・五〇 送料・〇八
勝正憲著	税の話(十三版)	價一・五〇 送料・〇八	白柳秀湖著	日本經濟革命史(五版)	價一・八〇 送料・二〇
那須皓著	日本農業論(再版)	價二・五〇 送料・二五	小島昌太郎著	海運經濟要論	價二・五〇 送料・二二
高橋龜吉著	資本主義頽廢の諸相	價二・二〇 送料・二二	水上鐵治郎著	英國の勞働組合	價一・五〇 送料・〇四
美濃部達吉著	行政裁判法	價二・八〇 送料・二八	小島精一著	産業合理化(再版)	價一・五〇 送料・二八
小泉信三著	マルクシズムとボルシエギズム(再版)	價二・三〇 送料・二二	向井鹿松著	經營經濟學總論	價一・五〇 送料・二八
小島精一著	日本金融資本論(再版)	價二・五〇 送料・二二	上野陽一著	産業能率論	價一・五〇 送料・二八
報知新聞部編	談話室(四版)	價一・五〇 送料・二八	永安左衛門著	産業改造の途(五十版)	價一・八〇 送料・〇六
高橋龜吉著	實用經濟學(五版)	價一・八〇 送料・二〇	白柳秀湖著	親分子分(英雄編)(十版)	價一・五〇 送料・二〇
平林初之輔著	文學理論の諸問題	價一・八〇 送料・二二	高橋龜吉著	『經濟國難來』(五版)	價一・五〇 送料・二〇
井上準之助著	國民經濟の立直と金解禁(二百版)	價一・三〇 送料・〇四	報知新聞調査部編	談話室漫談篇(五版)	價一・五〇 送料・〇八
河合榮治郎著	英國勞働黨のイデオロギー	價一・五〇 送料・〇四	平林初之輔著	近世社會思想講話	價一・八〇 送料・二〇
清澤冽著	轉換期の日本(五版)	價一・八〇 送料・二二	永井亨著	社會の話(五版)	價一・五〇 送料・二〇

同じ著者によつて

動態經濟學原論	昭和二年
農業金融論	昭和三年
産業組合の新指導原理	昭和四年
無産階級金融論	昭和五年
勞働銀行	昭和六年
易(唯物辨證法的にみた)	昭和六年
金融の常識	昭和六年
庶民銀行	近刊

(2) 録目書圖房書倉千

著者	書名	定價及送料	著者	書名	定價及送料
中川 靜著	廣告論	價一・五〇 送料一・一八	小林行昌著	賣買論	價一・五〇 送料一・一八
山川 均著	社會主義の話(六版)	價一・五〇 送料一・一〇	石濱知行著	アメリカ發達史(四版)	價一・七〇 送料一・一〇
白柳秀湖著	親分子分(俠客編)(七版)	價一・五〇 送料一・一〇	小林行昌著	關稅と物價	價二・五〇 送料一・一八
大崎厚夫著	世界を動かす十二傑(五版)	價一・五〇 送料一・一〇	末弘嚴太郎共 野間海造編	農林法規集	價五・〇〇 送料一・二四
勝 正憲著	所得稅の話(七版)	價一・六〇 送料一・一〇	小島精一著	企業統制論	價一・五〇 送料一・一〇
報知 新聞經濟部編	能率增進時代(五版)	價一・五〇 送料一・一〇	神長倉眞民著	財界巡禮記(五版)	價一・五〇 送料一・一〇
藤山雷太著	鮮支遊記	非賣品	報知 新聞調查部編	ナンセンス・ジャパン (五版)	價一・五〇 送料一・一〇
福田敬太郎著	市場論(再版)	價一・五〇 送料一・一八	長野 朗著	支那の真相(五版)	價一・五〇 送料一・一〇
政經研究會編	各政黨の主張(三十版)	價一・三〇 送料一・〇四	武野藤介著	文士の側面裏面(五版)	價一・五〇 送料一・一〇
土田杏村著	文明は何處へ行く(五版)	價一・五〇 送料一・一〇	上野陽一著	能率秘話(十二版)	價一・五〇 送料一・一〇
増地庸治郎著	企業形態論	價一・五〇 送料一・一八	中外 商業經濟部編	經濟國難打開の途(五版)	價一・五〇 送料一・一〇
小島精一著	世界と合理化(五版)	價一・五〇 送料一・一〇	細田民樹著	黒の死刑女囚(五版)	價一・五〇 送料一・一〇
白柳秀湖著	親分子分(浪人編)(七版)	價一・五〇 送料一・一〇	藤井 佛著	英國労働黨の 組織・沿革・政策	價一・五〇 送料一・〇四

(3) 録目書圖房書倉千

著者	書名	定價及送料	著者	書名	定價及送料
藤本幸太郎著	海上保險論	價一・五〇 送料一・一八	高木友三郎著	日本經濟の實情(四版)	價一・〇〇 送料一・一〇
上野陽一著	家庭經濟の秘訣(十版)	價一・九〇 送料一・〇八	勝田貞次著	投資相談(十五版)	價一・五〇 送料一・一〇
勝 正憲著	企業と租稅	價一・五〇 送料一・一八	勝田貞次著	獨逸財界の機構(三版)	價一・八〇 送料一・一〇
報知 新聞經濟部編	經濟相談(十版)	價一・五〇 送料一・一〇	小池四郎著	社會主義か資本主義か	價一・二〇 送料一・一〇
堀 眞琴著	國家論	價二・三〇 送料一・一四	大辻司郎著	漫談集	價一・〇〇 送料一・〇八
堀 光龜著	海運(再版)	價一・五〇 送料一・一八	白柳秀湖著	社會展開の動力(三版)	價一・六〇 送料一・一〇
増井幸雄著	陸運	價一・五〇 送料一・一八	上田貞次郎著	商工經營(再版)	價一・五〇 送料一・一八
山川 均著	勞働組合の話(四版)	價一・五〇 送料一・一〇	山田忍三著	百貨店經營と小賣業	價一・五〇 送料一・一〇
世界 經濟研究所	世界經濟(總編)(七版)	價一・五〇 送料一・一四	後藤朝太郎著	哲人支那	價一・五〇 送料一・一〇
前田美稻著	豫算の知識(三版)	價一・五〇 送料一・一〇	報知 新聞調查部編	ユーモア百話(六版)	價一・五〇 送料一・一〇
佐藤 弘著	世界經濟地理	價一・五〇 送料一・一八	小島精一著	アメリカ恐慌の見透し	價一・〇〇 送料一・一〇
米野豊實著	サウエート經濟の實體	價一・五〇 送料一・一〇	林恒彦著	生活指導	價一・五〇 送料一・一〇
中村第三著	販賣革命(六版)	價一・二〇 送料一・一〇	帝國大學新聞 編輯部編	大學の運命と使命	價一・五〇 送料一・一〇

(4) 千倉書房圖書目錄

著者	書名	定價及送料	著者	書名	定價及送料
清澤 洸著	アメリカを裸體にす (九版)	價一・五〇 送料二〇	野守 廣著	信託經營論	價一・五〇 送料二〇
三邊金藏著	會計監査	價一・五〇 送料二八	木村 毅著	巴里情痴傳(五版)	價一・五〇 送料二〇
北林惣吉著	淺野總一郎傳(十版)	價一・五〇 送料二〇	宮川貞一郎譯	金本位制度の理論と實際	價一・五〇 送料二〇
報知新聞部編	中小産業の活路	價一・八〇 送料二二	佐々弘雄著	政治の貧困	價一・五〇 送料二〇
勝田貞次著	不景氣時代の投資法(十版)	價一・五〇 送料二〇	北林惣吉著	淺野翁物語 成功秘談	價一・五〇 送料二〇
白柳秀湖著	食慾と愛慾(六版)	價一・六〇 送料二〇	井關孝雄著	金融の常識	價一・五〇 送料二〇
勝 正憲著	營業收益稅の話(八版)	價一・五〇 送料二〇	白柳秀湖著	住友物語	近刊
國松 豐著	工場經營論	價一・五〇 送料二八	小林 新著	經營統計	近刊
青野季吉著	實踐的文學論	價一・六〇 送料二〇	山崎靖純著	何が財界を動かすか	近刊
北野大吉著	婦人運動の開展 メリー・ウォルストンクラフト	價一・五〇 送料二〇	太田哲三著	銀行簿記の常識	近刊
小汀利得著	街頭經濟學(十三版)	價一・五〇 送料二〇			
近松秋江著	文壇三十年	價一・八〇 送料二〇			
北林惣吉著	淺野翁夫人正傳 女の一心	價一・二〇 送料二〇			

607
291

